

Ⅲ. 第 89 次調査

1. 調査の目的と経過

(1) 調査の目的

政庁南面地区の環境整備に備えて政庁南大路と東側の城前地区官衙について補足的な調査を実施したものである。対象地は南大路の中間地点(S222 付近)から 30～40m 北側の宅地として使われていた場所(図版 2)、今まで未調査だったその場所の南大路について資料を得るとともに、城前地区官衙北西部の遺構を確認し、同地区の A 期官衙(第Ⅱ期)と B 期官衙(第Ⅲ・Ⅳ期)に関する補足資料や政庁南大路との関係の把握を目的としている(図版 21)。

(2) 調査の経過

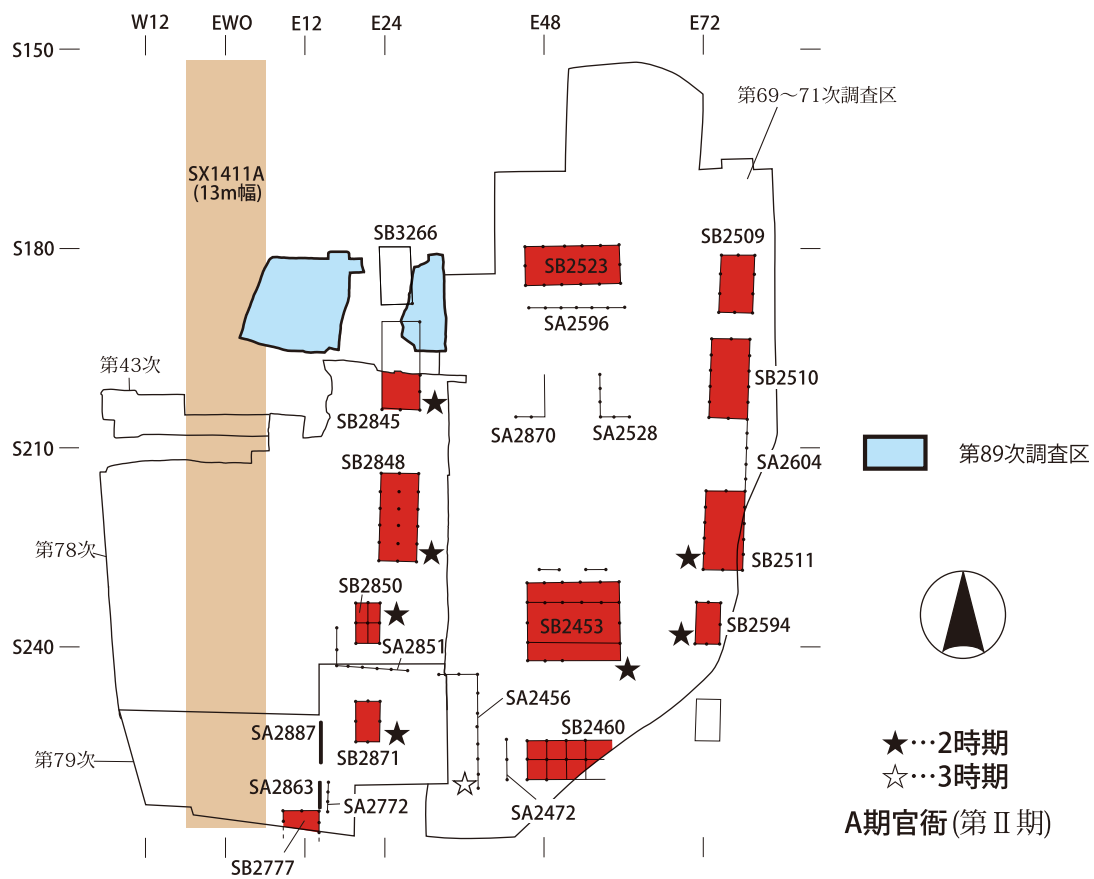
対象地と調査区の設定：対象地の宅地は南北の発掘基準線(政庁中軸線。以下、中軸線と称す)から 3～20m 東に位置する。地形的には南西から北東に入る沢の南西部にあたり、標高の高い南東部を削り、北西部に盛土をして造成されているとみられた。その現況から、調査区は造成時の切土が大きいとみられる宅地東半を挟んで、宅地の西半(西区)と宅地外の東側(東区)に設定することにした。

調査の経過：5 月 11 日に調査区設定の測量をしたうえで、18 日から重機で西区の表土剥きを開始した。宅地造成の仕方は見通しどおりで、地形も全体的には西側に低く、また北西部は沢に向かって下る北西斜面となっており、表土下には遺物を含む比較的厚い堆積層があるのが知られた。そこで重機による掘削は 0.4～1.2m 程で留めて調査区を宅地に沿った東西・南北 15m 前後のものとし、手掘りで堆積層の掘下げと遺構の確認をすることにした。次いで、重機で東区の表土を除去し、遺構が確認できる 0.3～0.5m の深さまで掘削した。その東辺部は以前に調査した第 70 次調査区西辺部を 1.0m 程再検出し、東西 4.5～7.0m、南北約 15m の調査区とした。

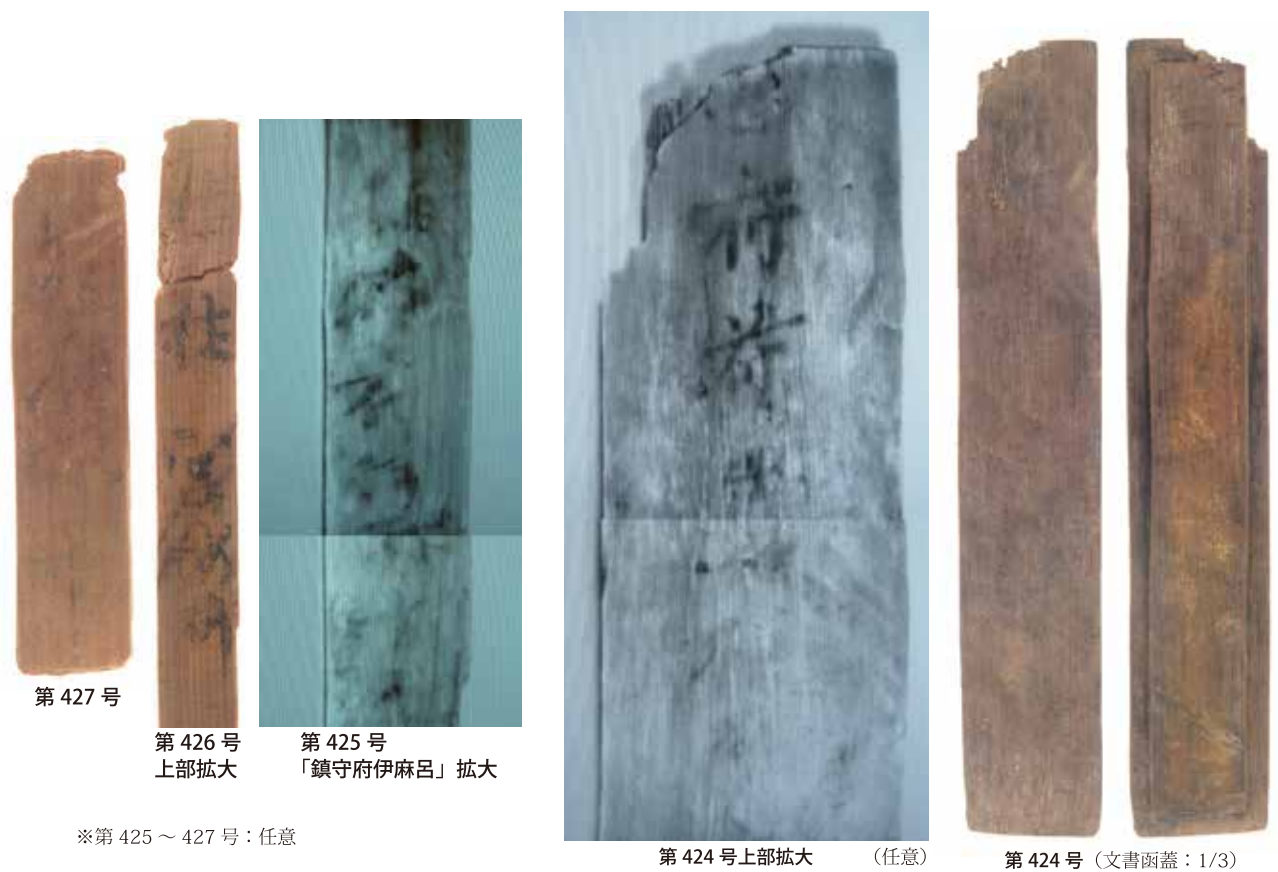
続いて、5 月 21 日から遺構の確認作業を始め、西区では調査区内の北と南に長さ 12m 前後、幅 3m 前後の東西トレンチを設けて堆積層を掘下げて道路遺構を検出した。また、併行して西区東半と東区の遺構確認作業を進め、柱列跡、建物跡、溝、土壇等を検出した。これらの作業と図面の作成は 7 月中旬にはほぼ終了し、7 月 22 日には全体写真を撮影したうえで遺構の精査を始めたが、14 日から立石地区で第 88 次調査を開始したのに伴い、調査は遺構の精査と図面の作成を一部残して 8 月 7 日から一時中断することにした。なお、この間の 7 月 2 日に西区北東隅の SK3264 土壇から鎮守府の符を収めた文書函の蓋が出土し(図版 22)、8 月 6 日には郡名等の木簡が出土している。

中断を挟んで、調査は 10 月 15 日から再開し、SK3264 土壇や柱列・建物跡の精査を実施した。精査および図面作成は 10 月中にはほぼ終了し、続いて遺構を清掃のうえ 11 月 6 日にはドローンによる空中写真撮影を行った。また、第 88 次調査を対象とした 7 日の現地説明会では本調査区も公開した。その後、10 日から埋戻しを開始し、16 日に一切の作業を終了した。

記録の方法：検出した遺構等の状況はデジタルカメラで随時撮影のうえ、縮尺 1/20 の平・断面図



図版 21 第 89 次調査区と政庁南大路・城前地区官衙



第 427 号

第 426 号
上部拡大

第 425 号
「鎮守府伊麻呂」拡大

※第 425 ~ 427 号：任意

第 424 号上部拡大 (任意)

第 424 号 (文書函蓋：1/3)

図版 22 第 89 次調査区出土木簡

を作成して記録した。図面の作成にあたっては城内に埋設された基準点のうち「城前1」、「城前2」、「城前3」を用いて3m四方のグリッドを組んで行った。また、遺構番号は3261番から使用している。なお、本調査の成果については平成28年2月4日に鎮守府関係の木簡を中心に報道機関を通じて公表し、2月13日には第42回古代城柵官衙遺跡検討会で成果の概要を資料報告している。

2. 調査の成果

(1) 層序

大別して西区で第1～9層に分けられた(図版25)。そのうち第2～6・8層は調査区北西部ほど厚く堆積し、西側に開く沢の南側に人為的な埋土が一部混じる自然流入土が堆積した様相を呈す。また、それらは政庁南大路(SX1411道路跡)造成時の削り出しを挟んで堆積している。以下、各層の特徴を記す。なお、標高の高い東区では厚さ30～60cmの第1・2層の直下が地山の岩盤層(第9c層)となる。

【第1層】厚さ20～70cmの黄褐色土層で、上からa・bに細分される。西側が厚く、aは乾いた黄褐色土(10YR5/6)で現在の表土である。bは西区にのみ分布する地山ブロックを多く含む黄褐色土(10YR5/8)で、宅地造成時の整地土である。

【第2層】にぶい黄褐色(10YR4/3)主体の砂質土層で、宅地造成前の堆積土である。a～cに細分され、下層ほど炭粒や小さいブロック状の焼土・地山土を含む。厚さは最大で90cmある。

【第3層】黄褐色(10YR5/6)や暗褐色(10YR3/3・4/4)、黒褐色(10YR3/2)の砂質土層で、西区北西部に分布する。炭粒やブロック状の焼土・地山土を含み、その程度からa～cに細分される。厚さは最大60cmで、須恵系土器片を含む。

【第4層】炭粒を含むにぶい黄褐色(10YR3/4)や褐色(10YR4/6)の砂質土層で、西側はSD1365溝の掘削時に削られている。厚さは最大で90cmある。

【第5層】ブロック状の炭と地山土を含む褐色土(10YR4/6)やにぶい黄褐色土(10YR4/3)主体の砂質土層で、西側はSX1411B道路跡造成時に削られている。厚さは最大50cmで、a～dに細分される。人為的な埋土が混じる層で焼瓦をはじめとする瓦片を多く含む。

【第6層】ブロック状の炭と地山土を多く含むにぶい黄褐色(10YR4/3)の砂質土層である。a・bに細分され、下層のbほど炭が多く、焼土粒もみられる。厚さは最大で60cmで、第5層と同じく人為的な埋土が混じる。比較的瓦片を含み、焼瓦もみられる。

【第7層】にぶい黄褐色(10YR4/3・5/3・5/4)主体の細砂層で、西区北東部のSX3270盛土東側に分布する。処々で薄い黒褐色粘土層(10YR3/2)を互層をなし、それに基づいてa～fに細分される。厚さは最大で60cmある。

【第8層】にぶい黄褐色(10YR4/3)や灰黄褐色(10YR4/3)の砂質土層である、西区北西部の旧表土上(第9a層)に分布し、厚さは最大で30cmある。

【第9層】褐灰色土(5YR4/1)や黒色粘土(10YR2/1)の旧表土(a層)、浅黄・明黄褐色(2.5 Y7/4・7/6)の砂質土・粘土(b層)、淡黄色(5 Y8/4)の岩盤(c層)による地山である。旧表土は残りの良いところで厚さ15～20cm程認められる。

(2)遺構と出土遺物

検出した遺構には道路跡1、柱列跡1、建物跡3、溝5、土壇2がある。以下、遺構ごとにその概要と出土遺物を述べ、それから堆積土等の出土遺物について記述する。

a. 道路跡

西区西半で政庁南大路にあたる SX1411 道路跡を検出した。

【SX1411 道路跡】(図版 23～27)

東側の丘陵裾を削出し、標高の低い西側に盛土して造られた南北道路で、大きく2時期の変遷があり(A→B)、それぞれ東側溝と西側の盛土を確認した。

【A 道路跡】

南トレンチで東側溝と西側の盛土を南北に約1.8m検出した。E10.5(中軸線から東に10.5m)付近から旧表土以下の地山を削り出し、西側に盛土したうえで、中軸線と一致する方向の東側溝を布設した道路で、東の路肩がE6.7前後の位置にあることから、13m幅の政庁南大路にあたりとみられる。路面堆積土を挟んで一度改修されている(道路a1→道路a2)。

道路a1の路面は最終的には西にやや低く傾斜し、黄褐色(10YR5/6)の砂が堆積している。東側溝は路面の高さでみると幅約1.4m、深さ約30cmの溝で、路面よりやや汚れたにぶい黄褐色(10YR5/4)の砂で埋没している。道路造成時の盛土は地山土(第9b層)起源の黄褐色主体の砂質土で、酸化鉄を含む。また、盛土の際には沢の地形に沿って20～30cm大の円礫を埋めており、排水の便を考慮したもの可能性がある。厚さは調査区内の最大で80cmである。

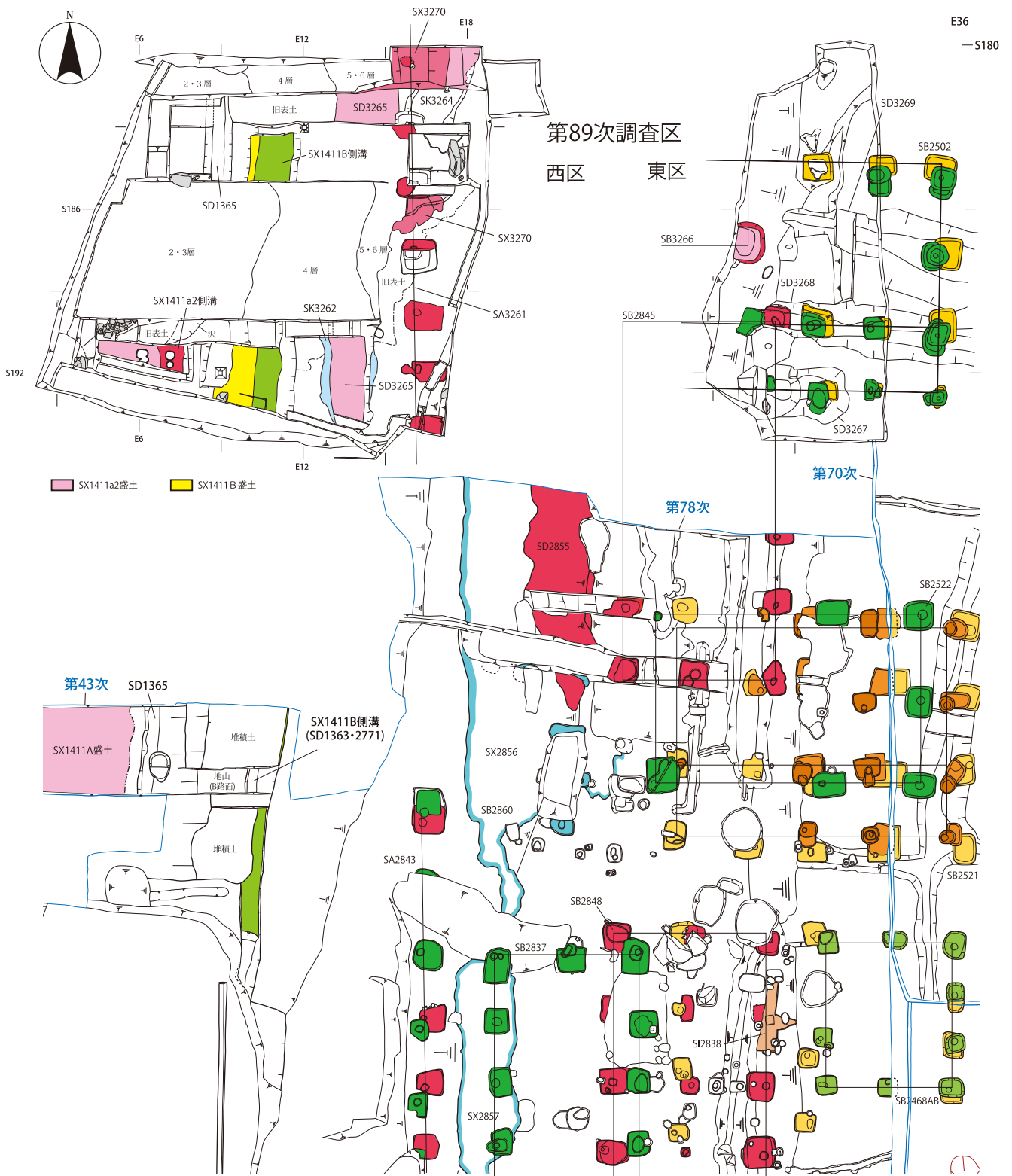
道路a2は道路a1の路面を盛土で嵩上げし、東側溝を掘り直して造られている。路面は平坦で、その上には酸化鉄を含む明赤褐色(5YR5/8)の砂が堆積し、さらに比較的短期間で堆積したとみられる黄褐色砂(10YR5/6)で覆われている。東側溝は路面の高さでみると幅約1.2m、深さ約25cmの溝で、明赤褐色やにぶい黄褐色(5YR5/8・10YR5/4)の砂で埋没している。嵩上げの盛土は酸化鉄と地山ブロックを含むにぶい黄褐色(10YR6/4)の砂質土で、厚さは調査区内の最大で40cmである。

遺物は、道路a1東側溝から平瓦ⅡB類aタイプ2が出土している(図版27-1)。

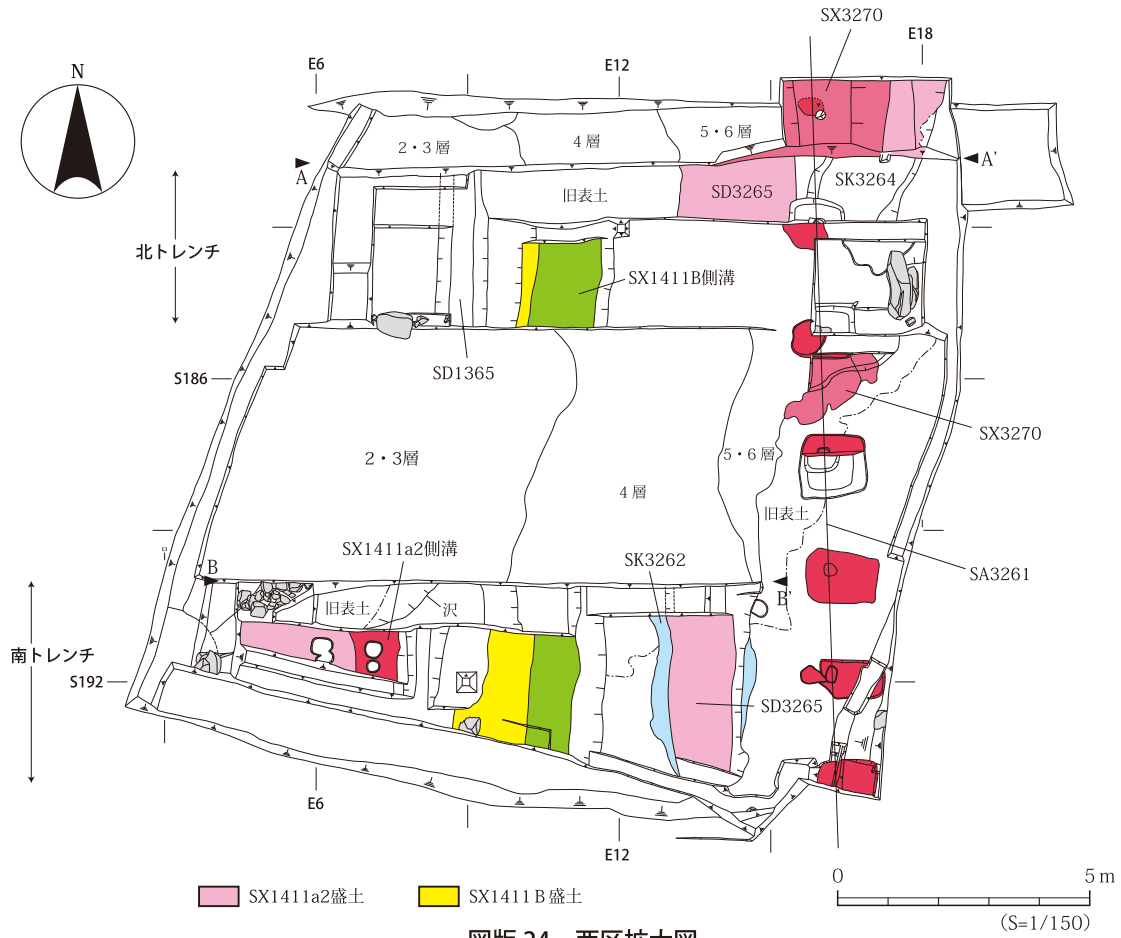
【B 道路跡】

A道路跡を拡幅してE11.8付近から地山や第5層を削り出すとともに、A道路跡の上に盛土による嵩上げをして造られた道路である。南・北トレンチで東側溝とその西側の盛土を検出した。東の路肩はE10.4前後に位置するが、削り出しの位置やA道路跡に続く道路跡であることから23m幅の政庁南大路にあたりとみられる。調査区内で確認した長さは延べ15.4mで、方向は東の路肩で中軸線に対して北で1°東に振れる。

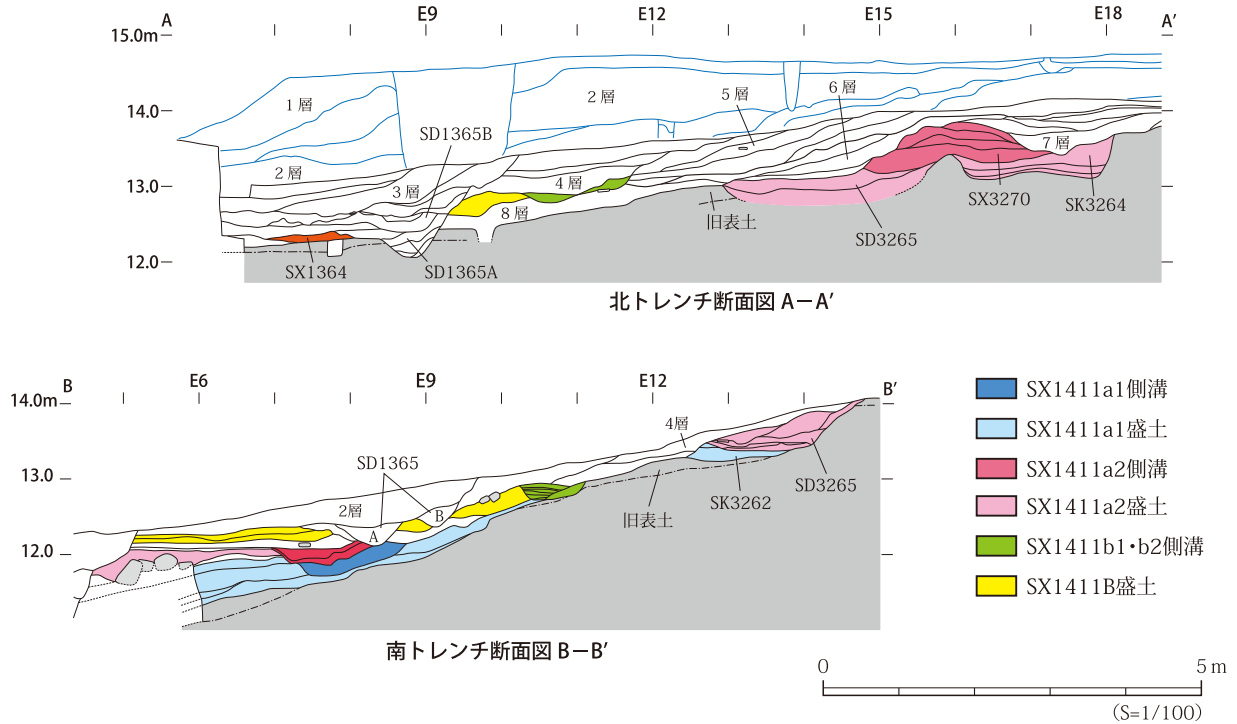
路面は大部分が削られているが、北トレンチで東の路肩から西に0.3m程が残り、概ね平坦と思われる。東側溝は一度やや西側に掘り直されており(b1→b2)、規模はb1が幅0.7m以上、b2が幅約0.7mで、深さはともに25cm程である。堆積土はb1が灰黄褐色土や明褐色土(10YR4/2、7.5YR5/6)、b2が明褐色土と黄褐色砂(7.5YR5/6、10YR5/6)の互層でいずれも自然流入土であり、さらに第4層に覆われている。嵩上げの盛土は第9b・c層起源の地山土・岩盤をブロック状に多く含む褐色土や黄褐色土、



図版 23 第 89 次調査区と城前地区官衙北西部の遺構



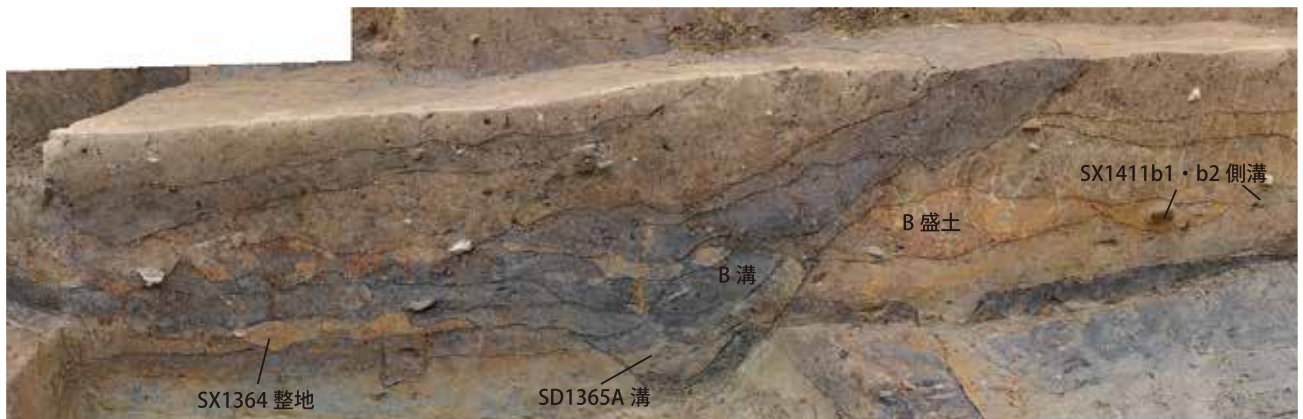
図版 24 西区拡大図



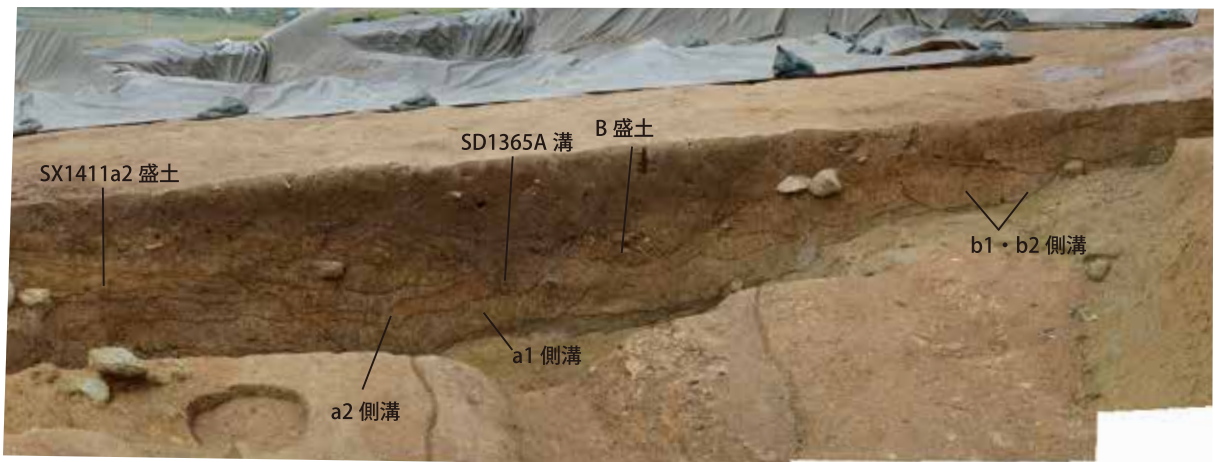
図版 25 SX1411A・B 道路等断面図



西区全景 (南から)

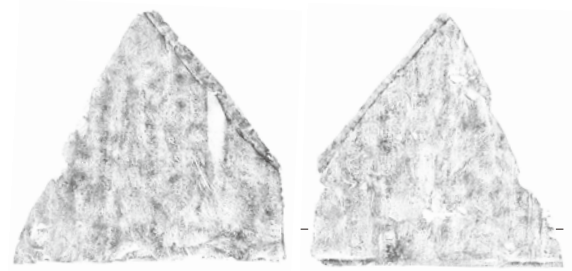
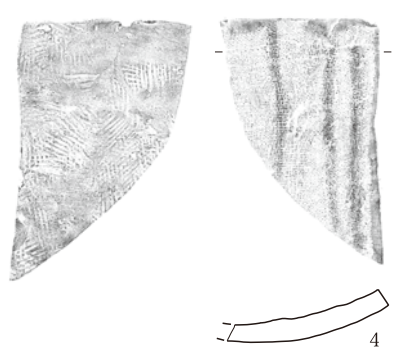
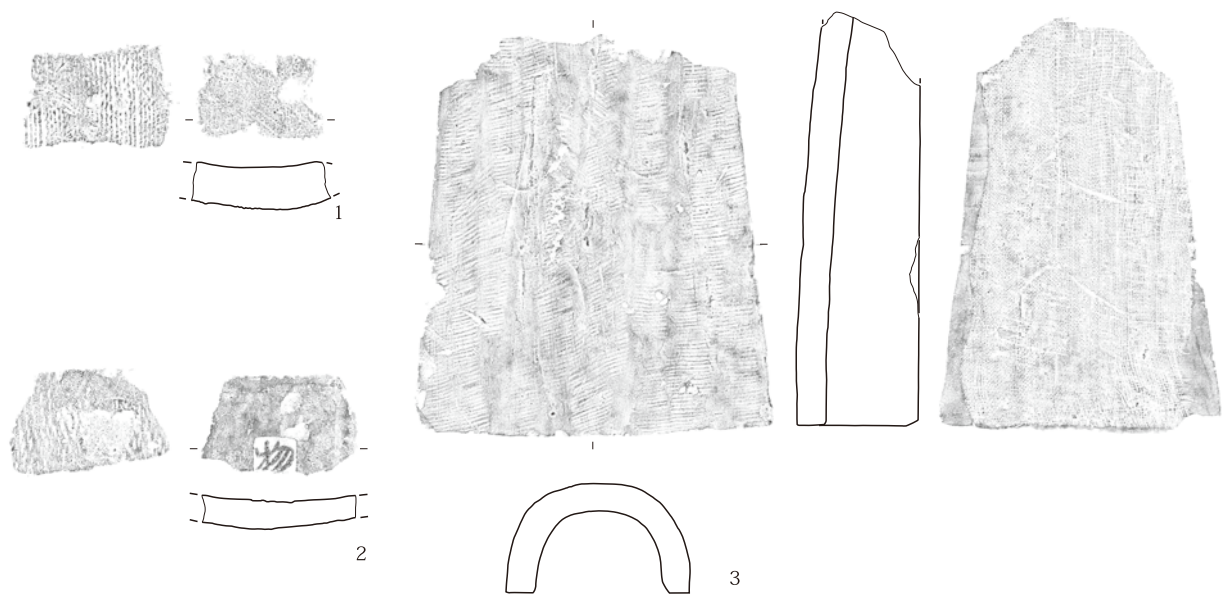


南トレンチ道路 B・C 断面 (南から)

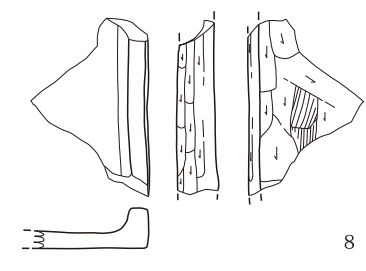
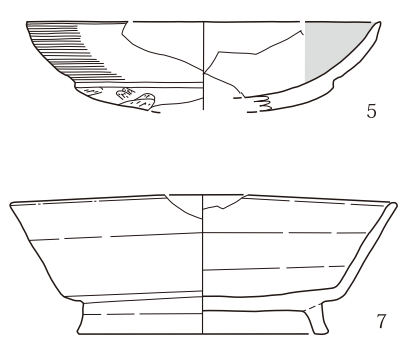


北トレンチ道路 A・C 断面 (南から)

図版 26 西区全景、SX1411A・B 道路跡断面



0 20cm
(1~4・6:S=1/5)



0 10cm
(5・7・8:S=1/3)

No.	出土遺構・層位	種類	残存	法量	特徴	写真図版	登録	箱番号
1	SX1411A東側溝	平瓦ⅡB類	破片	厚さ:(2.5)	凸面:長軸方向に沿う細い縄叩き目	33-4	R-2	B15526
2	SX1411B盛土	平瓦ⅡB類	破片	厚さ:(1.8)	aタイプ 凹面:「物」C刻印	33-5	R-28	B15527
3	SX1411B盛土	丸瓦ⅠA類	広端部側4/5	厚さ:(1.8) 広端部幅:13.5			R-23	B15527
4	SA3261堀方埋土	平瓦ⅠC類a	狭端部破片	厚さ:(1.2)	凸面:縄叩き→矢羽根状叩き→部分的なナデ		R-1	B15526
5	SX3270	土師器 坏	1/4	口径:(14.0)	有段丸底 内面ヘラミガキ→黒色処理?	33-15	R-12	B15526
6	SK3264 1層	隅切瓦	広端部破片	厚さ:(1.8)	平瓦ⅠA類	33-6	R-5	B15526
7	SK3264 1・2層	須恵器 高台坏	2/3	口径:(15.2)底径:(9.8)器高:3.9	底部:回転ケズリ→貼付高台	33-13	R-4	B15526
8	SD1365堆積土	風字碗	側片部破片	碗面厚さ:(0.7)	須恵質	33-8	R-29	B15527

図版 27 SX1411・SA3261・SX3270・SK3264・SD1365 出土遺物

にぶい黄橙色土で(10YR4/6・5/6・6/4)、厚さは残りの良いところで30 cmである。

遺物は、嵩上げの盛土から丸・平瓦と土師器が出土しており、丸瓦にはⅠA類(図版27-3)とⅡB類aタイプがある。平瓦にはⅠA・ⅠB・ⅡB類とⅠC類a・bタイプがあり、ⅡB類には「物」A・Cの刻印のあるものがある(2)。土師器は両面黒色処理の坏の破片がある。

b. 柱列跡

【SA3261 柱列跡・SX3270 盛土】(図版23～29)

西区東半の旧表土および第9b層の地山上面で検出した南北6間以上の掘立式の柱列跡である。沢に向かって降る北側では両脇にSX3270盛土が認められ、南側は第78次調査で検出したSA2843Aに連なるとみられる。SD3265溝、SK3264土壌より新しく、第6・7層に覆われている。

本柱列では柱穴を6ヶ所、柱の切取り穴を1ヶ所で確認し、北側2つの柱穴・切取り穴では柱材を検出した。柱は切取りまたは抜取られており、北側の柱穴では第6層を挟んで切り取られている。規模は総長13.3m以上で、柱間寸法は北から2.1・2.2・2.4・2.3・2.1・2.2mである。方向は中軸線に対して北で西に2°振れている。

柱穴は長辺1.2m前後、短辺1.0m前後の隅丸長方形である。深さは確認した北から2番目の柱穴で約1.1mで、この柱穴では柱材が底面に据えた石に乗った状態で検出された。柱は表面を削り、底面を平らに加工した長径約30cmの丸材で、長さ1.1m程が残存していた。埋土は第9b層起源の地山土ブロックを主体とする明黄褐色粘土(10YR5/6)や地山土を粒状に含む黒褐色粘土(2.5Y3/1)で、10～20cm大の角礫を少し含む。柱の切取り・抜取り穴は長軸0.8m前後、短軸0.6m前後の不整な楕円形で、炭と焼土を多く含むぶい黄褐色や灰黄褐色の砂質土(10YR4/3・5/2)、及び黒色や暗褐色の粘土(10YR2/1・3/3)で埋戻されている。

北側で検出したSX3270盛土は柱穴と間層を挟まず、柱列の両脇に沿って土塁状の盛土をしたもので、調査区北壁からさらに北に伸びる。確認した長さは5.5mで、最大で高さ約50cmの盛土が残り、幅は下幅が約2.3m、上幅が約1.0mである。盛土には第9b層起源の地山土を主体とした明黄褐色粘土(2.5Y7/6)とそのブロックを含む灰黄褐色砂質土(10YR4/2・5/2)を用いており、前者が目立つ。

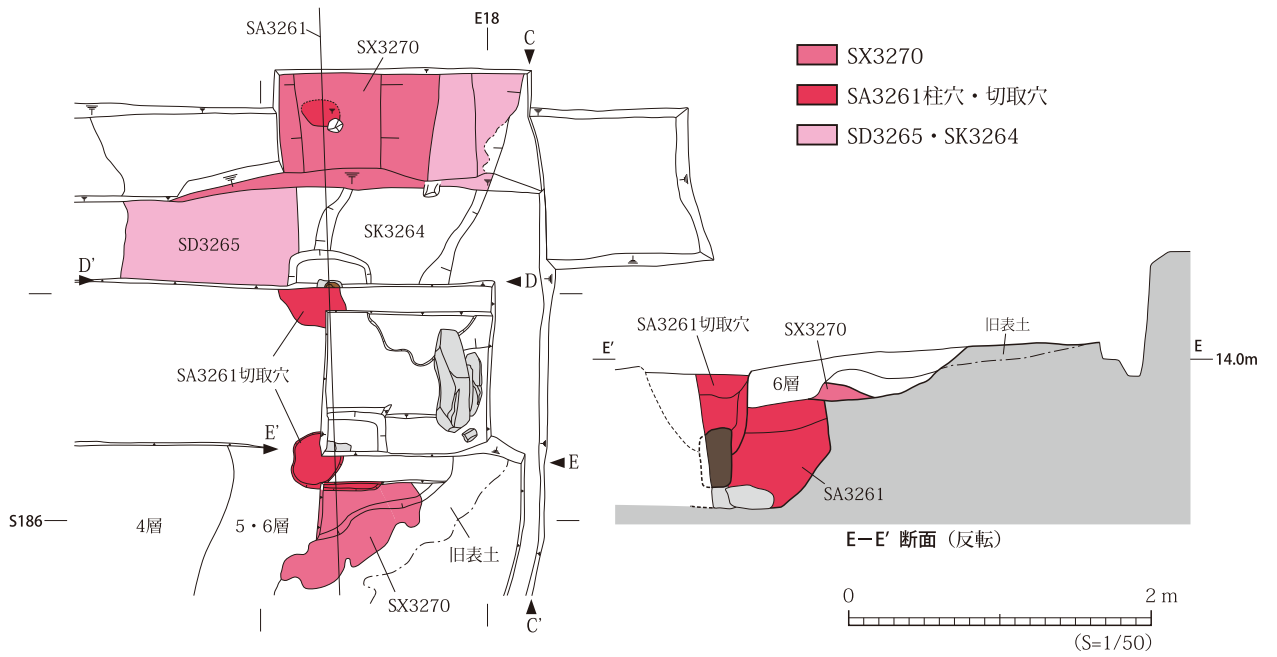
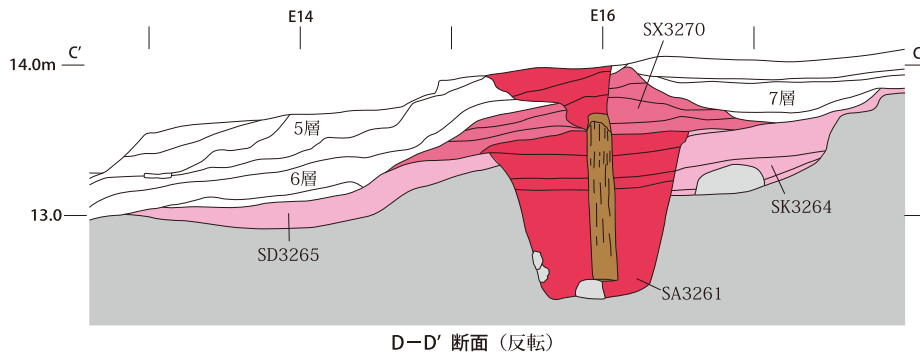
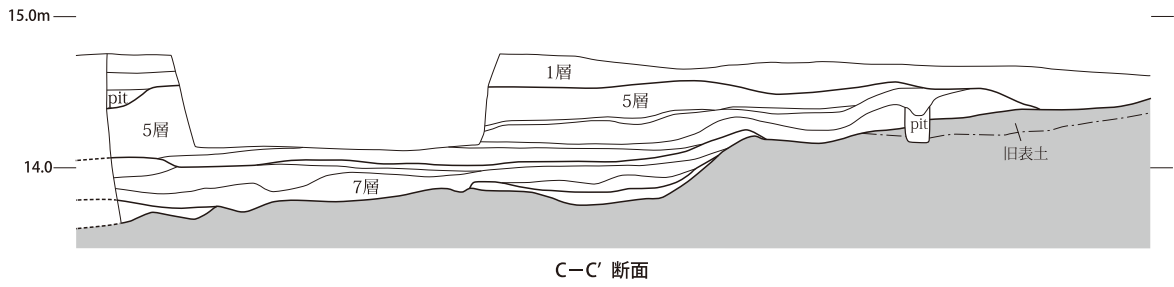
遺物は柱穴から平瓦ⅠC類aタイプ(図版27-4)、SX3270盛土から土師器坏・甕が出土している。土師器坏は有段丸底のもので、口縁部が内湾して立つものである(5)。

c. 建物跡

東区でSB2502・2845・3266建物跡を検出した。いずれも掘立式のもので、SB2502・2845は東側や南側の第70・78次調査で検出した建物跡の延長となる柱穴を確認したもの、SB3266は城前地区A期官衙の東西対称性から推定した建物跡の柱穴を確認したものである(『年報1999・2006・2007』)。

【SB2502 建物跡】(図版23)

東側の第70次調査で確認していた建物跡で、本調査で新たに西側2間分の柱穴を第9c層の地山上面で検出した。それによって本建物跡は桁行3間以上、梁行3間の南廂付東西棟となる。さらに西側



SA3261・SX3270・SK3264 断面 (北から)



SA3261・SX3270 断面 (北から)

図版 28 北東部の遺構

の柱穴は宅地造成で削られた可能性が高い。SB2845 建物跡より新しく、SD3267～3269 溝より古い。

本建物跡は同位置で一度建て替えられており(A→B)、A 建物跡の柱穴の多くはB 建物跡に壊されている。以下では、主にB 建物跡について記し、A 建物跡は把握した事項のみを記す。

B 建物跡は身舎の柱穴を7ヶ所、廂の柱穴を4ヶ所で検出した。柱はすべて抜き取られている。規模は桁行が身舎の南側柱列で総長が7.1m以上、柱間寸法が東から2.5・2.3・2.3m、梁行が東妻で総長が8.0m、柱間寸法が北から2.8・2.9mで、廂の出が2.3mである。方向は、東妻で中軸線とほぼ一致する。柱穴は身舎が長辺0.8～1.3m、短辺0.8m前後、廂が長辺0.7m前後、短辺0.5m前後の隅丸長方形で、深さは身舎が南東隅柱穴で約100cm、廂が東から2番目の柱穴で約35cmである。埋土は第9c層起源の地山岩盤ブロックを含む褐色土(10 YR4/6)で、炭粒を少し含む。

A 建物跡は身舎の柱穴を7ヶ所、廂の柱穴を3ヶ所で検出したが、いずれもB 建物跡の柱穴に壊されている。規模は概ねB 建物跡と同等と思われる。柱穴は身舎が長辺1.0～1.3m、短辺0.9m前後、廂が一辺0.4～0.7mの隅丸長方形で、深さは身舎が南東・北東隅柱穴で約120cm、廂が東から2番目の柱穴で約30cmである。埋土はB 建物跡とほぼ同様である。

遺物はB 建物跡の柱穴から平瓦ⅡB類が出土している。また、第70次調査の際にB 建物跡で柱穴や柱痕跡、抜き取り穴から出土している。柱穴出土の遺物には丸・平瓦、土師器・須恵器坏があり、平瓦にⅡB類aタイプ、土師器坏にはロクロ調整で底部をヘラケズリ調整したものがある。柱痕跡の遺物には丸・平瓦、土師器坏・甕、須恵系土器高台坏があり、平瓦はⅡB類がある。抜き取り穴では平瓦と須恵器甕が出土している。

【SB2845 建物跡】(図版21・23)

南側の第78次調査で確認していた建物跡で、本調査で新たに北東隅柱穴を第9c層の地山上面で検出した。それにより本建物跡は東側のSB2510建物跡(図版21)と対称な桁行5間、梁行2間の南北棟とみられる。SB2502・2521建物跡、SD3268溝より古い。

本建物跡は同位置で一度建て替えられており(A→B)、A 建物跡の柱穴の多くはB 建物跡に壊されている。以下では、主にB 建物跡について記し、A 建物跡は把握した事項のみを記す。

B 建物跡では柱穴を7ヶ所検出し、3ヶ所で柱痕跡を確認した。他の柱は抜き取られている。規模は桁行が東側柱列で総長が13.2m、柱間寸法が南から2.8・2.5・7.9(3間分)m、梁行が南妻で総長が5.4m、柱間寸法が東から2.9・2.5mである。方向は東側柱列で中軸線に対して北で1°東に振れる。柱穴は長辺0.8～1.3m、短辺0.6～0.9mの隅丸長方形で、深さは南西隅柱穴で約50cmある。埋土は第9b層起源の地山土の粒を含む褐色土(10 YR4/6)である。柱痕跡は直径25cm前後の円形で炭と焼土を含む。抜き取り穴は長軸0.7m前後、短軸0.3～0.6mの不整な楕円形で、炭と焼土を含む灰黄褐色土(10 YR4/2)で埋戻されている。

A 建物跡では柱穴を5ヶ所検出している。そのうち南西隅柱穴では柱痕跡を確認しており、柱はB 建物跡の柱穴が掘られた時に切り取られている。柱穴は長辺が0.8m前後、短辺が0.8m前後の隅丸長方形で、深さは南西隅柱穴で165cm以上ある。埋土は第9b層起源の地山ブロックを含む褐色土(10 YR4/3)と地山ブロック主体の黄褐色土(10 YR7/6)である。柱痕跡は直径25cmの円形である。

遺物はA・B建物跡とも出土していない。

【SB3266 建物跡】 (図版 21・23)

城前地区A期官衙の東西対称性から東側のSB2509建物跡(『年報 2000』)と対になる西側建物跡の南東隅柱穴を確認したものである。規模は不明だが、SB2509との対称性に拠れば桁行3間、梁行2間の南北棟が推定される。

南東隅柱穴の柱は抜き取られている。柱穴は長辺1.5m、短辺1.1m以上のやや張りのある隅丸長方形で、こぶい黄橙色(10YR6/3)の砂質土で埋め戻されている。抜き取り穴は長軸1.0m、短軸0.7m以上の楕円形で、灰黄褐色(10YR5/2)の砂質土で埋め戻されている。遺物は出土していない。

d. 溝

【SD1365 溝】 (図版 23～27)

以前に南側の第43次調査区で確認した西側にSX1364整地層を伴う南北溝を、西区西半の南・北トレンチで検出した。東側に堆積した第4層をE10.9付近から削出して掘られ、一度改修されている(A→B)。北トレンチでの断面観察では溝の西肩から西側に平坦な面があり、A溝の西側ではSX1364に対応する整地層も認められた。SX1411道路跡より新しく、最終的には第3層に覆われる。

西区で確認した溝の長さは延べ14.8mで、第43・78次調査区まで含めると溝部分は約26.5m、削出し上端の長さは約30.0mとなる。その全体でみた方向は、中軸線に対して溝の西肩が北で7°東、削出し上端が北で5°東に振れる。

溝の幅・深さは西肩の高さを基準にしてみると、Aが幅約0.8m、深さ約40cmで、Bは幅約0.8m、深さ約10cmである。堆積土はAが黒・黒褐色(10YR2/1・3/1)の粘土や砂質土、Bが黒褐色(10YR3/1)の砂質土でいずれも自然流入土である。西側の整地層は第9b層に起源する地山土ブロック主体の黄褐色土(10YR5/6)で、厚さは最大で10cmである。その上には小さいブロック状の焼土と炭、地山土を含む黒褐色土(10YR3/1)が平坦に堆積している。

遺物はBの堆積土から丸・平瓦、土師器、須恵器、硯が出土している。丸瓦はⅡB類、平瓦にはⅠA・ⅠB・ⅡB類があり、平瓦ⅡB類にはaタイプ3がある。土師器は甕、須恵器には坏・甕があり、硯は風字硯の破片がある(図版 27-8)。

【SD3265 溝】 (図版 23～25)

西区東半の南・北トレンチで検出した中軸線とほぼ同じ方向に伸びる南北溝である。旧表土面から掘り込まれており、SK3262土壙より新しく、SA3261柱列跡より古い。

検出した長さは延べ12.4mで、幅は上幅が2.0m前後、下幅が1.3m前後であり、深さは60～70cm程である。堆積土は褐色(10YR2/1・3/1)の砂質土や砂、及び炭粒を含むこぶい黄橙色(10YR6/3)の粘土で、いずれも自然流入土である。遺物は南トレンチの最上層に平瓦が含まれるのを確認している。

【SD3267 溝】 (図版 23・30・32)

東区南端の第9c層の地山で検出した東西の発掘基準線と方向がほぼ一致する東西溝で、西側は宅地の造成で削平されている。SB2502建物跡より新しい。

確認した長さは約4.0mで、幅は1.7～2.0m、深さは約35cmである。堆積土は3層に分けられ、下層が暗褐色(7.5YR4/3)、中層が灰黄褐色(10YR5/2)、上層が褐色(7.5YR4/3)の砂質土で、いずれも自然流入土であり、中層は灰白色火山灰のブロックを多く含む。

遺物は、堆積土から丸・平瓦、須恵器、須恵系土器が出土している。丸瓦にⅡB類、平瓦にⅠC・ⅡB類aタイプ、須恵器に坏・甕があり、須恵系土器には高台坏(図版32-3)がある。

【SD3268 溝】(図版23)

東区南半の第9c層の地山で検出した東西溝である。西側は宅地で削平され、東側は第70次調査区に伸びる。SB2502・2845建物跡より新しい。東区で確認した長さは約4.6mで、幅は1.3～1.9m、深さは30～40cmである。方向は東西の発掘基準線に対して東で6°南に振れる。堆積土はにぶい黄橙色(10YR6/4)の砂質土で、自然流入土である。

遺物は堆積土から丸瓦Ⅱ類、平瓦ⅡB類aタイプ3、須恵器甕が出土している。

【SD3269 溝】(図版23)

東区南半の第9c層の地山で検出した東西溝で、西側は宅地の造成で削平されている。東側は第70次調査区に伸びており、SB2502建物跡より新しい。東区で確認した長さは約3.8mで、幅は0.8～1.5m、深さは30cm前後である。方向は東西の発掘基準線に対して東で15°南に振れる。堆積土はにぶい黄橙色(10YR6/4)の砂質土で、自然流入土である。遺物は出土していない。

e. 土壌

【SK3262 土壌】(図版24・25)

西区南東部の旧表土上で検出した南北に長い溝状の土壌で、SD3265溝より古い。規模は東西2.1m、南北3.8m以上で、深さは約25cmである。第9b層起源の地山土ブロックを多く含むにぶい黄褐色土(10YR4/3)で埋戻されている。遺物は出土していない。

【SK3264 土壌】(図版23～25・27～29)

西区北東部の第9b層の地山で検出した土壌である。平面形は溝状または長い楕円形で、北側は調査区外に伸びる。SA3261柱列跡とそれに伴うSX3270盛土より古く、最終的には第7層に覆われている。

規模は長さが3.1m以上、幅が約1.8m、深さが50～60cmで、方向は中軸線に対して北で19°東に振れる。堆積土は3層に分けられる。下層は多量のはつり材が廃棄されており、隙間には中層の粘土が流入している。中層は砂粒を少し含む比較的均質な黒褐色(2.5Y3/1)の粘土、上層は砂と互層をなす黒褐色(2.5Y3/1)の粘土で、中層とともに自然流入土である。

遺物は1・2層から丸・平瓦、隅切り瓦、土師器、須恵器、木簡、木製品、底面から木製品(横槌)が出土している。1・2層出土の丸瓦はⅡB類、平瓦と隅切り瓦(図版27-6)はⅠA類で、土師器は坏・蓋・甕があり、甕はロクロ調整のものがある。須恵器には高台坏(7)と甕がある。木簡は1・2層で8点出土しており、現段階における积文・法量(mm)・型式は次頁のとおりである。



SX3270とSK3264 (南から)

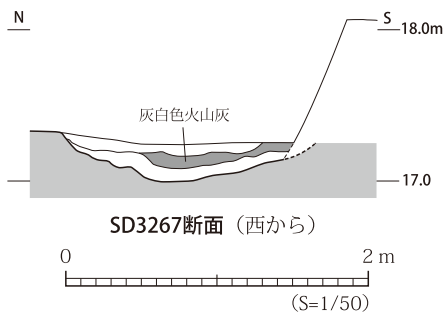


SX3270とSK3264 (南西から)



SK3264断面 (南から)

図版 29 SX3270 盛土と SK3264 土壌



東区全景 (南から)

図版 30 東区と SD3267 溝

〈第 424 号〉	「府符□〔諸カ〕郡司□」	321×57×17	061(文書函蓋)
〈第 425 号〉	「・館司長□□〔謹解カ〕大目館小子」 「・等□〔鎮カ〕守府伊麻呂／使□□子」	177×27×5	011
〈第 426 号〉	・牡牡宮城郡□〔国カ〕国国 ・□□□□〔大カ〕□合□	(255)×(17)×8	081
〈第 427 号〉	「・<牡鹿郡」	107×23×4	032
〈第 428 号〉	「<名取郡□□郷[]」	182×16×5	032
〈第 429 号〉	「・<茂□郷服□□〔部福カ〕人」 「・< 五斗」	192×19×6	032
〈第 430 号〉	物部	(56)×26×4	081
〈第 431 号〉	[] □〔ハカ〕□	(122)×(11)×6	081

これらの詳細は来年度以降に報告するが、鎮守府の符を納めた文書函蓋をはじめ(第 424 号)、館司長から大目館あての解文(第 425 号)、郡名や国の文字の習書(第 426 号)、牡鹿・名取郡や米の荷札(第 427～429 号)などがあり、城前地区官衙の性格をみるうえで重要と思われる。

f. 堆積土等の出土遺物

【第7層出土の遺物】

平瓦 I C 類 a タイプが出土している。

【第6層出土の遺物】(図版 31)

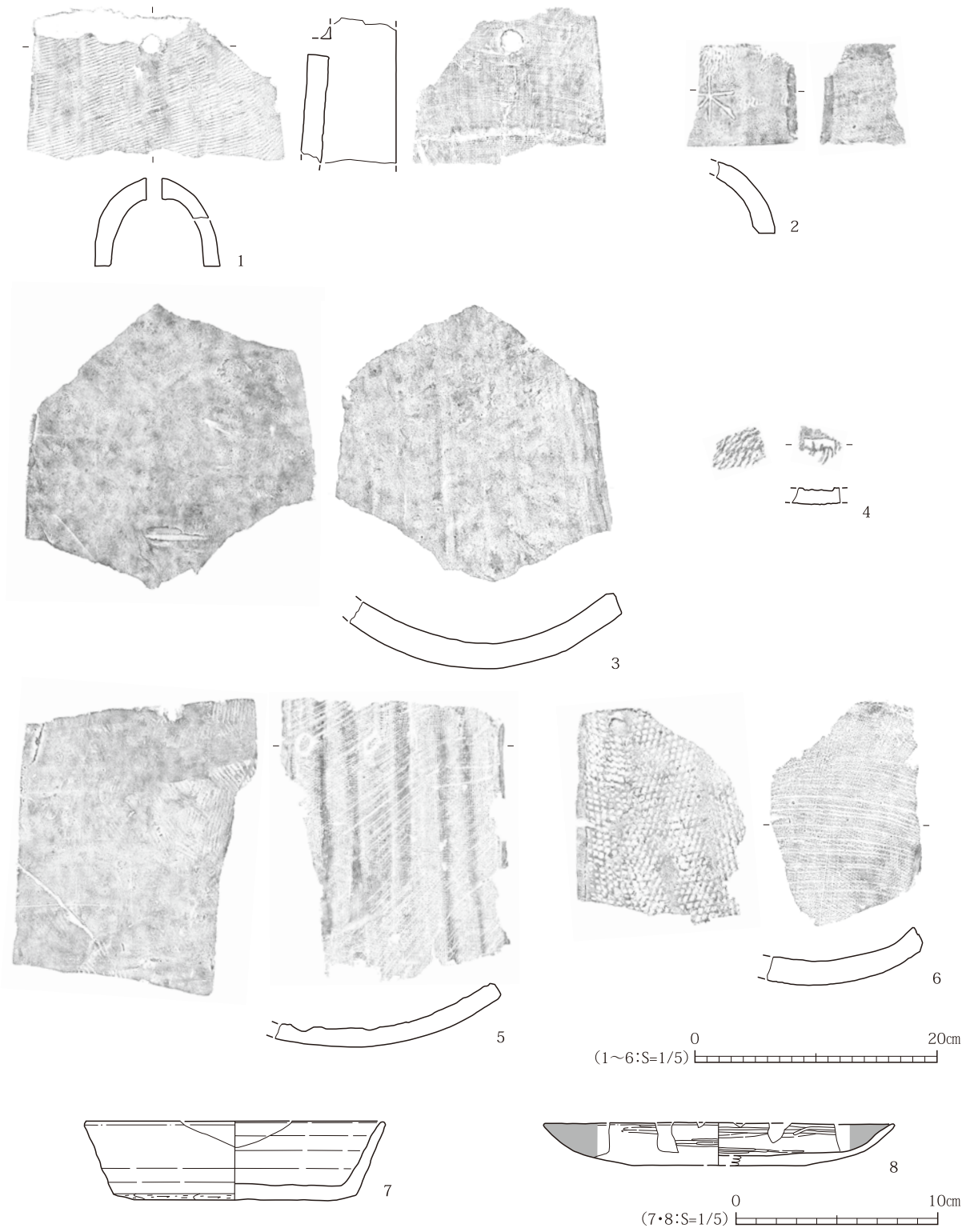
軒平瓦、丸・平瓦、土師器、須恵器が出土しており、大半が瓦である。軒平瓦には二重弧文 511 がある。丸瓦には I A (図版 31-1)・II B 類があり、後者には「木」のへら書きのあるものがある(2)。平瓦には I A・B 類(3・5)と I C 類 a タイプ、I C 類 b タイプ(6)、II B 類があり、II B 類には「物」C (4)の刻印があるものがある。また、平瓦 II B 類 26 点中に 2 点の焼瓦を含む(第 5 表)。土師器は坏・皿、須恵器は坏・甕があり、土師器皿には非ロクロ調整で両面が黒色処理されたもの(8)、須恵器坏には口径に比して底径が大きく、底部をへら切りで切離した後に手持ケズリ調整をしたものがある(7)。

【第5層出土の遺物】(図版 32)

丸・平瓦、土師器、須恵器が出土している。大半が瓦で、丸瓦は I A・II B 類がある。平瓦は I A・II B 類と I C 類 a・b タイプがあり、II B 類には「物」A や「丸」B (図版 32-4)の刻印があるものがある。また、丸瓦 II 類 20 点中に 8 点、平瓦 II B 類 43 点中に 6 点の焼瓦を含む(第 5 表)。土師器は坏・甕があり、坏には両面が黒色処理されたもの、甕には非ロクロ調整で底部に木葉痕のあるものがある。須恵器は坏・甕があり、坏には切離し後に回転ケズリ調整をしたものがある(1)。

【第4層出土の遺物】(図版 32)

軒平瓦、丸・平瓦、隅切り瓦、土師器、須恵器が出土している。大半が瓦で、軒平瓦には二重弧文 511 がある。丸瓦は I A・I B・II B 類があり、II B 類には「田」A や「占」の刻印のあるものがある。



No.	出土層位	種類	残存	法量	特徴	写真図版	登録	箱番号
1	第6層	丸瓦 I A類	2/3	幅:(10.3) 厚さ:(1.8)	狭端部側中央に径1.3cmで円形の釘穴あり	33-7	R-13	B15526
2	第6層	丸瓦 II B類	玉縁破片	厚さ:(1.8)	凸面:「木」ヘラ書き		R-8	B15526
3	第6層	平瓦 I A類	2/3	厚さ:(2.1)	凸面:縄叩き→ナデ		R-14	B15526
4	第6層	平瓦 II B類	側片部破片	厚さ:(1.2)	凹面:「物」C刻印		R-9	B15526
5	第6層	平瓦 I B類	2/3	厚さ:(1.6)	凹面:楕円形圧痕2箇所あり		R-15	B15526
6	第6層	平瓦 I C類b	側片部破片	厚さ:(2.0)	凸面:斜格子叩き→斜格子叩き		R-16	B15526
7	第6層	須恵器 坏	2/3	口径:(14.6) 底径:(10.0) 器高:3.9	底部:ヘラ切り→手持ちヘラケズリ	33-14	R-17	B15526
8	第6層	土師器 皿	1/3	口径:(17.2) 底径:(8.4) 器高:2.1	内外面共にヘラミガキ→黒色処理	33-17	R-11	B15526

図版 31 西区第 6 層出土遺物

る。平瓦はⅠA・ⅠB・ⅡA(図版32-5)・ⅡB類とⅠC類aタイプがあり、ⅡB類には「物」Aや「丸」A、「田」A・B、「占」、「矢」Bの刻印があるものがある。また、丸瓦Ⅱ類73点中に17点、平瓦ⅡB類125点中に55点の焼瓦を含む(第5表)。土師器と須恵器には坏・甕があり、土師器坏にはロクロ調整で主に内面に漆が付着したものがある(2)。

【第3層出土の遺物】(図版32)

丸・平瓦、土師器、須恵器、須恵系土器が出土している。大半が瓦で、丸瓦はⅠA・ⅡB類があり、ⅡB類には「伊」の刻印のあるものがある。平瓦はⅠA・ⅠB・ⅡB類とⅠC類aタイプがあり、ⅡB類には「物」Aや「田」A、「矢」A、「占」の刻印があるものがある。土師器は坏・甕、須恵器は坏・鉢・甕・壺、須恵系土器には坏・柱状高台がある。

【第2層出土の遺物】(図版32・33)

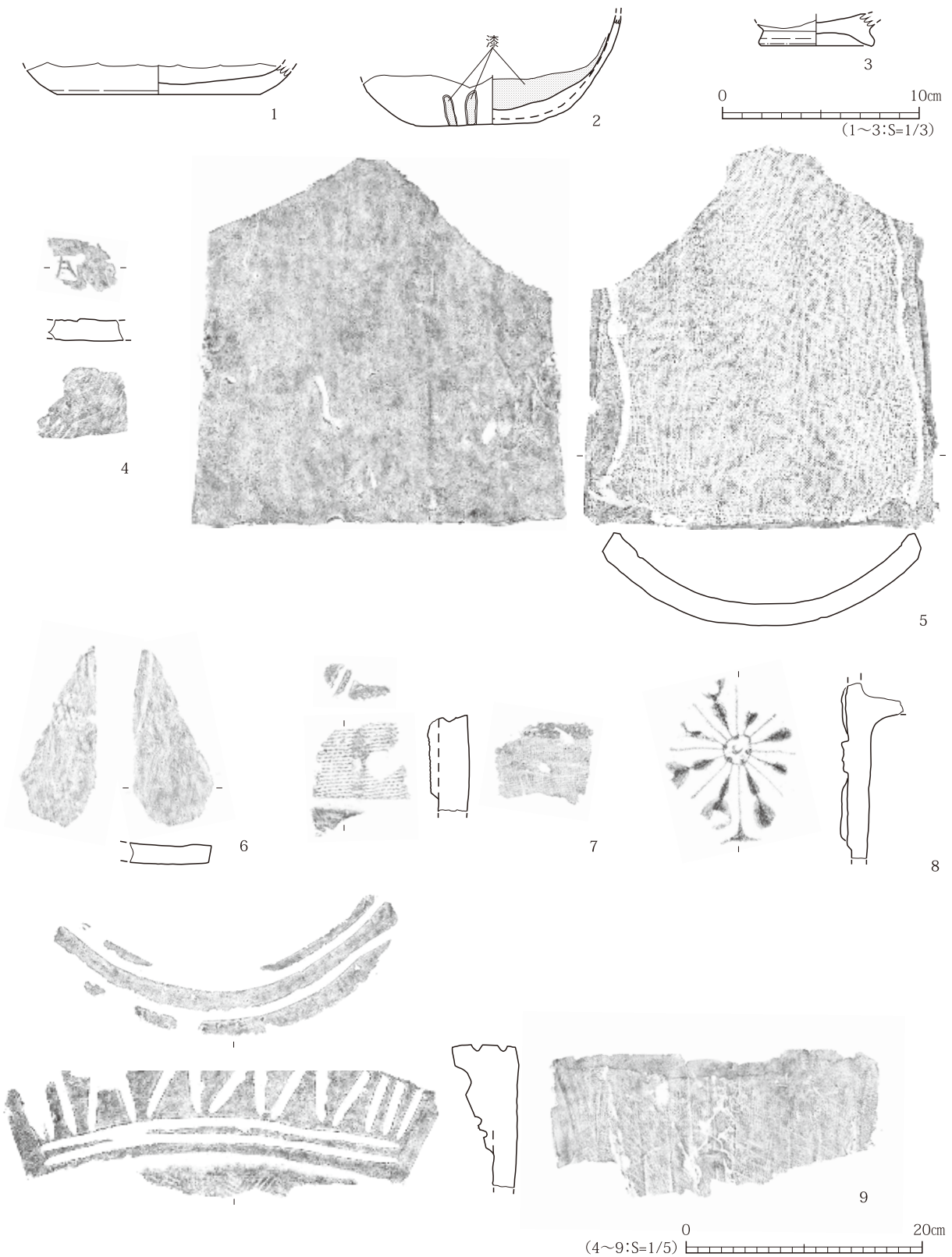
軒丸瓦・軒平瓦、丸・平瓦、熨斗瓦(図版32-6)、土師器、須恵器、白磁、灰釉陶器が出土しており、大半が瓦である。軒丸瓦は八葉の重弁蓮花文だが、従来の型式にはなく、中房が円板状をなし、蓮子構成は1+6、周縁蓮子は円形で蓮子間に区画はないものである(8)。文様構成的にはE類に属すが、同じE類の431とは蓮弁の形状が平面・断面ともに異なるため、新たに432の型式番号を付した。

軒平瓦には二重弧文511と二重波文650(7)、丸瓦はⅠA・ⅡB類があり、ⅡB類には「田」Aや「占」、「丸」A・Bの刻印のあるものがある。平瓦はⅠA～C・ⅡB類があり、ⅠC類はaタイプ、ⅡB類はaタイプ3を含む。また、平瓦ⅡB類には「丸」A・Bの刻印のあるものがある。土師器には坏、須恵器には坏・甕・壺がある。白磁は椀または皿(図版33-12)、灰釉陶器には皿・壺の小片がある(10・11)。

【第1層出土の遺物】

丸・平瓦、土師器、須恵器が出土している。大半が瓦で、丸瓦はⅠA・ⅡB類があり、ⅡB類には「毛」のへら書きのあるものがある。平瓦はⅠA～C・ⅡB類があり、ⅠC類はa・b両タイプ、ⅡB類はaタイプ3がある。また、ⅡB類には「物」A・Cや「丸」B、「矢」Aの刻印のあるものがある。

以上のほか、遺構確認時の出土遺物として軒平瓦、丸・平瓦、土師器、須恵器があり、軒平瓦に二重弧文511(図版32-9)、丸瓦にⅠA類、平瓦にⅠA・ⅡB類のほかⅠC類aタイプがある。



No.	出土遺構・層位	種類	残存	法量	特徴	写真図版	登録	箱番号
1	第5層	須恵器 坏	底部1/2	底径:(5.6)	底部:切離し不明→回転ヘラケズリ		R-17	B15526
2	第4層	土師器 坏	2/3	底径:6.1	内面:漆附着 文字無し	33-16	R-60	B15530
3	SD3267層	須恵系土器高台坏	底部2/3	底径:(5.6)	C群土器(11世紀中葉)以前	33-9	R-30	B15528
4	第5層	平瓦ⅡB類	破片	厚さ:(1.8)	凹面:「丸」B刻印		R-20	B15526
5	第4層	平瓦ⅡA類	ほぼ完形	広端部幅:27.3 厚さ:1.9	凹面:一回り小さい布痕		R-42	B15529
6	第2層	熨斗瓦Ⅰ類	側片部破片	幅:6.9以上 厚さ:(1.6)	凹面:ナデ凸面:縄叩き		R-59	B15530
7	第2層	軒平瓦650	瓦当面破片	瓦当面厚さ:(3.3)	二重波文 顎:縄叩き→無文 断面方形	33-1	R-62	B15530
8	第2層	軒丸瓦432	2/3	瓦当面厚さ:(1.9)	八葉重弁蓮華文 周縁蓮子:円形 1+6 新形式	33-3	R-61	B15530
9	遺構確認	軒平瓦511	瓦当面完形	幅:29.7 厚さ:5.4	二重弧文 顎:鋸歯文 断面三角形 平瓦:ⅠA類	33-2	R-71	B15531

図版 32 西区第2~5層・遺構確認、東区出土遺物

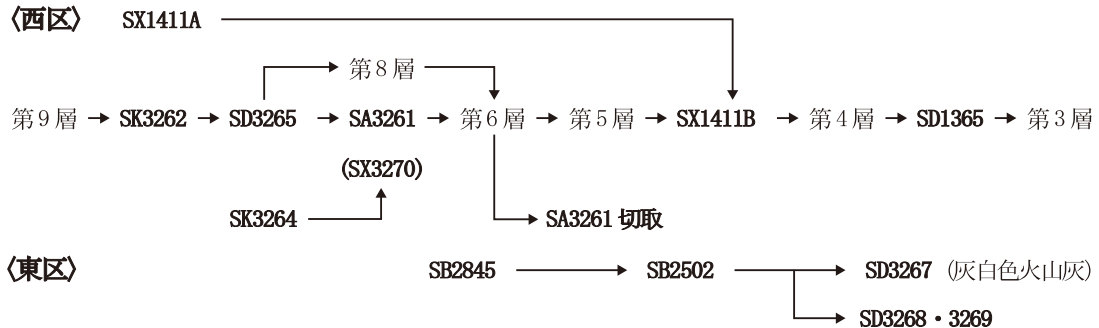


图版 33 第 89 次出土遺物写真

3. 総括

(1) 遺構の年代

本調査で検出した遺構について重複関係を整理すると、次のとおりである。



この重複関係を踏まえて西区の遺構の年代を出土遺物や各遺構の検出状況などからみると、注目される遺物に焼瓦がある。第4～6層で90点以上が出土しており、それらは8世紀中頃に造営された城前地区のA期官衙(図版21)が第Ⅱ期末の宝亀11年(780)の火災で焼失していることから(『年報2006・2007』)、本調査の遺構の年代をみるうえでも大きな要素となる。

まず、焼瓦を含む最も古い遺構・堆積層は第6層である。従って、それ以後のSX1411B道路跡とSD1365溝の上限が第Ⅲ期となる。このことは今までSX1411Bを第Ⅲ期以後の23m幅の政庁南大路、SD1365を12・13世紀頃以降の遺構としてきた見方と矛盾しない(『年報1983・2007』)。それによってSX1411Aも第Ⅲ期以前の13m幅の政庁南大路と想定される。

次に、第6層の堆積以前に構築され、堆積後に廃絶したSA3261柱列跡の検出状況は、火災で廃絶したA期官衙の建物跡の構築・廃絶状況と酷似している(SB2509～2511・2771など)。また、柱列跡より古いSK3264土壌から出土した木簡は郡郷制下のものを含み(第428・429号)、上限が養老令施行の天平宝字元年(757)に限られる。SK3264の下層では多量のはつり材も出土しており、隙間には木簡を含む層の土が流入することから上の層の堆積にもさほど時間差はない。はつり材の出土には官衙造営との関連も窺われ、その廃棄からSA3261廃絶までの変遷は次のようにあとづけられる。

SK3264にはつり材を廃棄 → 木簡を含む堆積土で埋没 → SA3261構築 → 焼瓦を含む第6層堆積 → SA3261廃絶
天平宝字元年(757)～ 宝亀11年(780)～

こうした変遷と木簡・焼瓦の年代からSA3261とSK3264はA期官衙に伴うとみられる。A期官衙には一度改修があり、その点も踏まえてみればSK3264が創建時、SA3261が改修後の官衙に伴う可能性が大きい。木簡の内容もA期官衙の性格と密接に係わると考えられる。

東区では、重複関係から灰白色火山灰の降下した10世紀前葉頃以前にSB2845→SB2502の順に建物跡が廃絶したのが知られる。このことはSB2845がA期官衙、SB2502がB期官衙の建物跡で、B期官衙の廃絶を10世紀前葉頃以前としてきた従来の見方と矛盾しない。特にSB2502の廃絶を火山灰を含む遺構との関係で直接把握したことは、B期官衙終末の年代を補強する一証となる。なお、新たに確

認した SB3266 建物跡では年代をみる資料は得られなかったが、A 期官衙の東西対称性から推定した建物跡を想定どおりの位置で検出したことから、その時期のものとみることに支障はない。

(2) 政庁南大路について

今までに東側の丘陵部を削って標高の低い西側に盛土をして造られた政庁中軸線上を伸びる直線道路であること、大きく 2 段階の変遷があり、約 13m 幅の第 I・II 期の A 道路が、第 III 期以後に約 23 m 幅の B 道路に拡幅されたこと、側溝や暗渠、階段、石垣といった施設の一部などが判明している(『年報 2007』)。本調査では、未調査だった対象地において調査の目的通り、南大路にあたる SX1411 道路跡を検出し、構造や規模、変遷・年代等を把握するとともに、それらが従来の方と矛盾しないことを確認した。また、新たに有効な資料も得ており、以下、それを中心に述べる。

南大路東側溝について：A・B 道路跡ともに本調査によって東側溝の確認地点が北に延びた。現時点で、本調査区はそれらを確認した最北の地点となる。従来、南大路東側溝は政庁南門跡から A 道路跡が約 210m 南、B 道路跡が約 140m 南での検出が北端であった。それに対して本調査区では前者を約 125 m 南、後者を約 115m 南で検出し、B 道路跡は 25m 程だが、A 道路跡では飛躍的に約 85m 北進して東側溝を確認した。今まで確認した東側溝両端の位置は、政庁正殿跡からみると次のとおりである。

A 道路跡：S190(第 89 次)～S309(第 44 次) **B 道路跡：**S181(第 89 次)～S279(第 79 次)

従って、南大路は本調査区から A 道路跡で約 116m、B 道路跡で約 98m は東側溝が南に続く道路であり、総長約 310m のうち少なくとも 3～4 割程度が東に側溝を伴う道路と捉えられる。

東側溝の掘り直し：従来、南大路では東側溝の掘り直しを明確には把握していなかったが、それを本調査では A・B 道路跡ともに確認した。

まず、A 道路跡については今まで南の第 44・79 次調査で検出した SD1413 暗渠跡の変遷や道路の嵩上げの状況から A1～3 道路に細分し、暗渠出土の木簡から A1 道路の構築を神亀初年頃(724～725)、A2 道路への改修を天平 9 年前後頃(737)、A3 道路への改修を第 II 期(762～780)とみてきた(『年報 1983・2007』・『多賀城跡木簡 III』)。しかし、道路に伴う SD1412 東側溝を当初は A1 道路に伴うとし、次いで SD1412 の堆積土が A3 道路上に伸びることから A1～3 道路を通じて機能したと見解を変更したが、いずれも明確な掘り直しは捉えてはいない。従って、本調査で道路跡 a1→道路跡 a2 の改修時に東側溝の掘り直しを確認したことには意義がある。A 道路では改修に際に東側溝の掘り直しており、このことは前述の見解変更の妥当性を支証するとみられる。

ここで、今回検出した道路 a1・2 と A1～3 道路との対応をみておきたい。その場合、注目されるのは道路 a1 東側溝で出土した瓦に第 I 期の補修に用いられた平瓦 II B 類 a タイプ 2 があることである。その瓦から道路 a1 東側溝の埋没は補修以後であり、少なくとも道路 a1 の側溝が A2 道路、道路 a2 の側溝が A3 道路の東側溝にあたると思われる。また、A1 道路の東側溝に関しては道路 a1 の側溝が遡る可能性と、それによって壊された可能性がある。ちなみに第 44 次調査で A 道路の SD1412 東側溝が初めて検出された際に、それは最も古い A1 道路の暗渠に取り付く東側溝であり、見解の変更後もその存在自体に変わるところはない。従って、本調査の成果と合わせれば、A 道路では A1～3 道路を通じ

て東側溝が布設されていたことになる。

一方、B 道路跡の改修については、東側溝に限らず、今まで全く未確認である。それは A 道路跡とは異なる点で、政庁跡の機能を 11 世紀前半頃までとみる現在において(『補遺編』)大きな課題と思われる。そうしたなかで本調査では東側溝の掘り直しを確認し、B 道路の継続性について若干の見通しを得るとともに、道路の改修が行われた可能性をみる余地が見出せたといえる。

城前地区官衙との関係：官衙と合わせた調査で南大路と官衙の関係についても有効な資料が得られた。すなわち、A 道路跡を拡張した B 道路跡は、城前地区 A 期官衙の廃絶後に焼瓦をはじめとする瓦片を含む人為的な埋土が混じる第 6・5 層の堆積を挟んで造られている(前頁重複関係図)。従来は、南大路と官衙の年代を各々捉えたうえで両者を統合し、13m 幅の南大路(A3 道路)の時に A 期官衙、23m 幅南大路の時に B 期官衙の存在をいわば接合的な手法で示してきたが、層位的な裏付けが得られた。

SD1365 溝について：南大路部分では、B 道路跡の後に第 4 層を挟んで SD1365 溝とそれに伴う SX1364 整地層を検出した。それらは以前に南の第 43・78 次調査で一部を確認しており、それが本調査区の北辺まで南北に 30m 以上広がることが判明した。本調査区内の SD1365 は東側に堆積した第 4 層を削り出し、その下部に南北溝を設けたもので、西側には B 道路跡の盛土の削平と整地層による平坦面がみられる。溝の方向はやや東に振れるが、本調査区内における形態や構造は南大路とよく似ている。

従って、B 道路跡に後続する道路跡の可能性もなくはないが、南大路部分を東西に長く調査した第 43 次調査では、SD1365 を東側溝とみた場合に対となる西側溝や西側の路肩を示す遺構がみつからない(『年報 1983』)。また、出土遺物や重複関係から SD1365 と SX1364 の年代は 12・13 世紀以降であり、年代差がありすぎる。さらに、本調査区よりも北の第 50 次調査区では南大路を削って造成された 12～13 世紀頃の平場を検出しており、その際に第 43 次調査の SX1364 についても平場とする見方も示している(『年報 1987』)。こうした周囲の状況から、SX1364 と SD1365 は平場とその東辺の排水溝とみるのが妥当と思われる。平場の規模は南北が 30m 以上、東西は第 43 次調査区内の SX1364 の分布や平坦面の連続性から 24m 以上とみられる。

(3)城前地区官衙について

この地区の官衙では、現在まで 8 世紀中頃に造営されて宝亀 11 年の火災で焼失した A 期官衙と、8 世紀末頃に造られて 9 世紀代に存続した B 期官衙の様相を捉えている(『年報 2006・2007』)。A 期官衙は両廂付きの SB2453 建物跡を中心とし、その両脇から東西対称に建物を配した官衙で(図版 35)、政庁との位置関係を含めた全体のあり方や建物の位置に高い計画性を持ち、ほぼ第 II 期にあたる頃に機能している。建物跡の多くには建替えがあり、概ね全体が一度改修されている。B 期官衙は両廂付きの SB2452 建物跡を中心とし、周りに廂付き建物や南北棟等を種類ごとに配した官衙である。8 世紀末の第 III 期から第 IV 期の 9 世紀代に機能しており、建物には各々 1・2 回の建替えがある。

本調査では未調査になっていた官衙北西部を調査し、柱列跡や建物跡等を検出したほか SK3264 土壌から木簡が出土し、それらによって官衙の様相や性格がより明確になってきた。検出した遺構は、官衙の変遷の中で次のように位置づけられる。

A期官衙以前 : SD3265 溝、SK3262 土壌

A 期 官 衙 : SA3261 柱列跡、SB2845・3266 建物跡、SK3264 土壌

B 期 官 衙 : SB2502 建物跡

B期官衙以後 : SD3267～3269 溝

このうちA・B期官衙にあげたものは確実に各官衙に所属する遺構である。一方、A期官衙以前とした遺構はSA3261柱列跡より古いもので、必ずしもA期官衙に所属しない遺構ではない。それらと同じくSA3261より古いSK3264土壌のように木簡等からA期官衙に限定できる要素を持たない遺構であり、A期官衙に所属する可能性もある。それに対して、B期官衙以後とした溝は灰白色火山灰の堆積やSB2502との重複関係などからB期官衙に遡る可能性はほとんどない遺構である。以上を踏まえて、A・B期官衙における本調査の成果についてそれぞれ述べる。

A期官衙 : SB2845・3266 建物跡を検出したことで、建物配置における東西の対称性がほぼ完全に明らかになった。従来は官衙南半の様相から対称性をみていたにとどまり、北半については想定域が大きかった(図版21)。北西部のSB2845・3266も想定域なかでみえていた建物跡である。しかし、本調査の結果、それらの建物跡で検出した柱穴は各々1つではあったが、想定どおりの位置で確認できた。従って、想定は妥当であり、A期官衙における対称性が南から北まで一貫して捉えられた。

また、SA3261柱列跡の検出によって、官衙の西辺が中軸線から約16mの所に位置するのが確定するとともに、西辺のあり方に新たな見通しが得られた。従来、A期官衙の西辺は南西部で材木・柱列跡を若干見出していたにすぎず、その北では削平の可能性を考えていた。しかし、SA3261の存在を踏まえて城前地区官衙の西辺をあらためて見直すと、B期官衙の西辺としていたSA2843A・Bのうち古いAにはSA3261と一連のA期官衙西辺とみる余地があることが知られた。

SA2843の時期は、Bの柱穴と東側のSB2837建物跡の両妻の柱筋が揃い、古いAの柱穴とSB2837の側柱穴も東西方向で並びが揃うことからB期官衙とみてきた。しかし、Aの柱穴はさらに東側にあるA期官衙のSB2848建物跡とも柱穴が整然と揃う様相がみられる(図版23)。柱穴の形状や規模もSA3261SA3261とほぼ同じで、出土遺物も今のところ矛盾はない。今後、南の材木・柱列跡との関係にも検討を要するが、ここではSA2843AをSA3261と一連とする見方を示し、A期官衙西辺は南からSA2772・2863・2887・2843A・3261等の柱・材木列で仕切られていたとみておきたい。

なお、SA3261北部で検出したSX3270盛土を伴う構造と構築方法は興味深い。削平によって南側の状況が不明であり、西辺全体で造られていた可能性も残るが、SA3261の柱穴の埋土よりも多くの黄褐色粘土によって盛土しており、沢地という脆弱な場所に降るところでの工法とみている。

次に、木簡が出土したSK3264土壌では前述のように多量のはつり材が最初に廃棄され、その上に天平宝字元年(757)を上限とする木簡を含む粘土・砂層が堆積したうえで、宝亀11年(780)に焼失したA期官衙西辺のSA3261(・SX3270)が構築されている。その状況からはつり材はA期官衙の造営に伴う廃棄、その上は改修前の官衙機能時の堆積土、SA3261が改修後のA期官衙西辺とみられる。その場合、SA3261より古く、その西側を伸びるSD3265溝にもA期官衙に伴う区画施設の可能性がある。

SK3264出土木簡は8点で、符を納める文書函の蓋をはじめ(第424号)、館司長から大目館あての解

文(第425号)、郡名や国の文字の習書(第426号)、牡鹿・名取郡や米の荷札(第427～429号)などがあり、その内容はA期官衙の性格をみるうえで重要と思われる。すでに述べたように詳細は来年度以降の報告とするが、ここでは先んじて第424・425号木簡について少し述べておきたい。それらは陸奥国初の鎮守府の記載を持つ木簡であり、第424号は東北地方で初めての文書函の出土例にもなる。

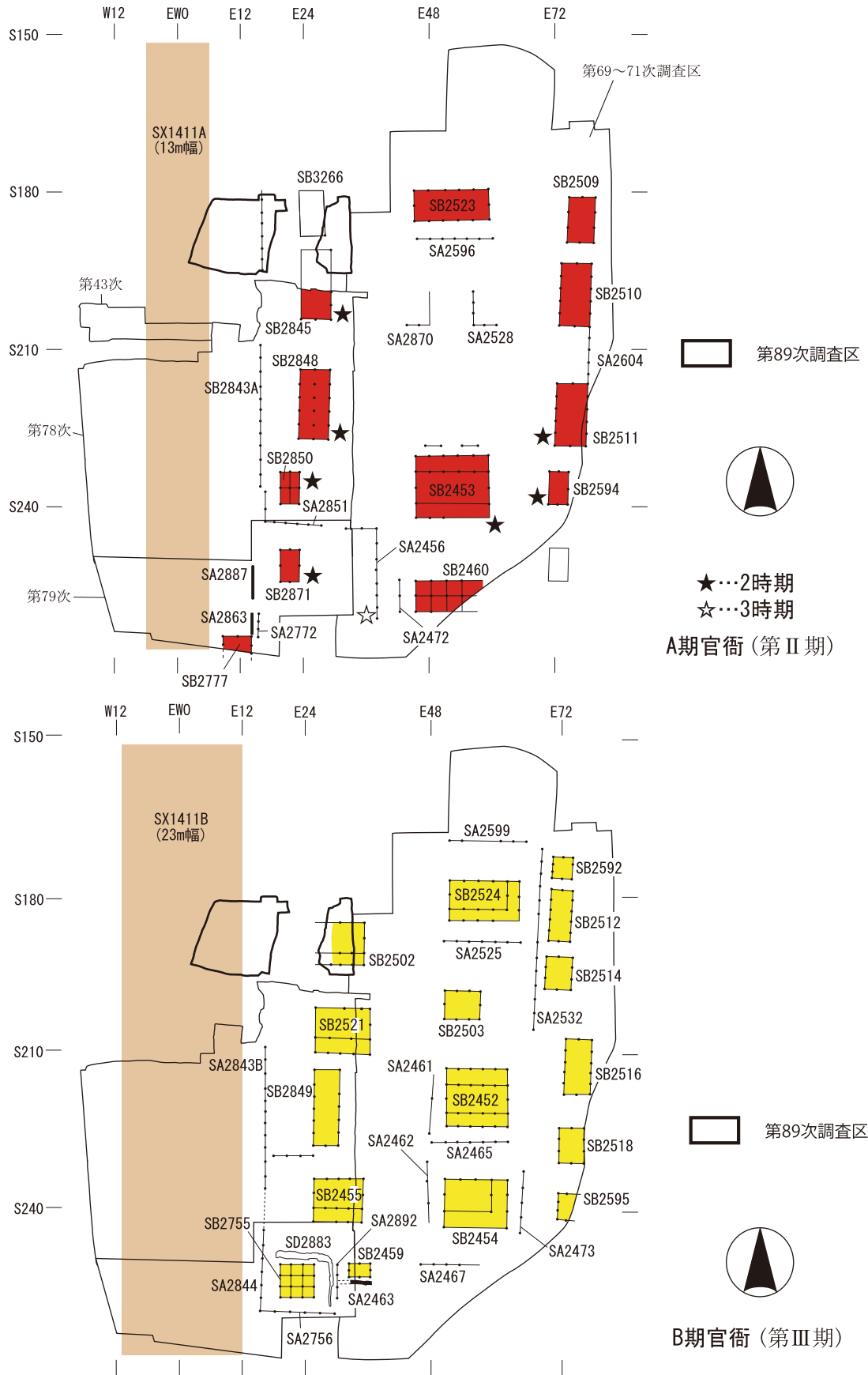
第424号は「府符□(諸カ)郡司□」の記載がある長さ32.1cm、幅5.7cm、厚さ1.7cmの甲盛りの形状を呈すほぼ完形の蓋で、「府」が諸郡司に出す符を納める文書函の蓋であり、末尾の文字には案の可能性もある。「符」は上級官司が被官の下級官司に発する下達文書で、陸奥国において郡司の上に立つ官司は国か、鎮守府以外にはない。また、国が出す符は「某国符」、「国符」、「符」などと記するのが通例で、管見のかぎり「国府符」といった「府」字を挟む例はない。「府」は鎮守府であり、法量や形状と合わせて鎮守府が諸郡司に出す符を納める函の蓋と捉えられる。そして、そのA期官衙内における出土は、鎮守府の符を扱う実務がA期官衙で行われていたことを意味する。

一方、第425号は館司長から大目館あての解文(上進文書)で、末尾にみえる某を使者として館司長が大目館に解文を送り、小子等を鎮守府の伊麻呂のもとに遣わした文書とみられる。従って、この木簡は伊麻呂のもとで役目を終えて捨てられたもので、廃棄されたSK3164付近、すなわちA期官衙で鎮守府の伊麻呂が働いていたことが考えられる。

これらの木簡からA期官衙で扱う実務には鎮守府関係の文書業務があり、鎮守府の職務に携わる人物もいたとみられる。この官衙を鎮守府そのものとみるには慎重が期されるが、A期官衙が造られた8世紀中頃の天平宝字元年(757)～神護景雲2年(768)における陸奥国では3000人を越す鎮兵がおり、かなりの事務量の存在が考えられることから、相当量の業務を扱っていた可能性がある。A期官衙は政庁のすぐ南東に位置し、政庁に次いで高い計画性を持つ城内屈指の官衙である。西側を伸びる道路跡の暗渠において軍団兵士や健児、征討使などの軍制関係の木簡が第I期の段階からあること(『多賀城跡木簡Ⅱ・Ⅲ』)からすると、もともと軍制に関わる機構が城前地区の近辺にあり、それが8世紀中頃にA期官衙として整備されたとみる想定も可能であろう。

いずれにしてもA期官衙で扱う実務に鎮守府の業務があったのは確かとみられる。城内では城前地区以外にも大畑・作貫・五万崎・金掘・六月坂地区などに実務官衙があり、建物の配置や変遷が捉えられている官衙もあるが、各官衙で扱っていた業務の内容が具体的にわかる例はほとんどない。多賀城跡に限らず、ごく一般的に実務官衙と呼ばれる官衙の多くも同様と思われる。A期官衙で鎮守府の業務が扱われていることが判明したのは特筆される成果である。

B期官衙：SB2502 建物跡の構造が南廂付き建物と確定し、10世紀前葉頃以前に廃絶したことが判明した。SB2502では以前は東妻柱列と西側1間分の柱穴を確認していたに止まるが、柱穴の分布の仕方から南廂付きの建物と想定していた(『年報1999』)。本調査でさらに西側の柱穴を検出したことにより、その妥当性が確かめられたといえる。西妻が宅地の造成で削平されており、桁行の規模は不明だが、南側の建物群(SB2521・2849・2455・2755)における柱筋の揃い方からみれば、桁行は4間の可能性が高い。また、この建物跡では灰白色火山灰が堆積するSD3266溝との重複関係から10世紀前葉頃以前の廃絶が知られた。B期官衙の終末をその頃とする従来の見方を補強する一証となる。



图版35 城前地区官衙模式图(S=1/1200)

A期官衙に比べると判明したことは僅かだが、中心となる両廂付き建物(SB2452)の周りに二面廂付き建物(南・北側)や南廂付き建物跡(西側)、南北棟(東側)、総柱建物(南西隅)を種類ごとに配したB期官衙の様相についても全容がほぼ明らかになってきた。

(4)まとめ

本調査では政庁南大路と城前地区官衙の様相がより明確になった。その成果を簡略にまとめる。

【政庁南大路】

- ・東側溝を現時点で最も北で検出し、A・B道路跡ともに東側溝の掘り直しも確認した。南大路は本調査区からA道路跡で約116m、B道路跡で約98mは南に東側溝が続く道路であり、総長約310mのうち少なくとも3～4割程はその状況といえる。
- ・城前地区官衙との関係が層位的に直接把握された。A道路跡を拡張したB道路跡は、城前地区A期官衙の廃絶後に第6・5層の堆積を挟んで造られている。
- ・B道路跡の後に第4層を挟んでSD1365溝とそれに伴うSX1364整地層を検出した。12・13世紀以降に造成された南北30m以上、東西24m以上の平場跡に伴うとみられる。

【城前地区官衙】

- ・A期官衙の建物配置における東西の対称性がほぼ完全に明らかになった。
- ・A期官衙の西辺の位置が確定し、その構造やあり方についても新たな見通しを得た。
- ・A期官衙の性格をみるうえで重要な木簡が出土した。鎮守府の記載を持つものがあり、A期官衙で扱われた実務に鎮守府の業務があることが判明した。
- ・B期官衙北西部の建物跡の様相や廃絶状況を把握し、官衙のほぼ全容が明らかになってきた。

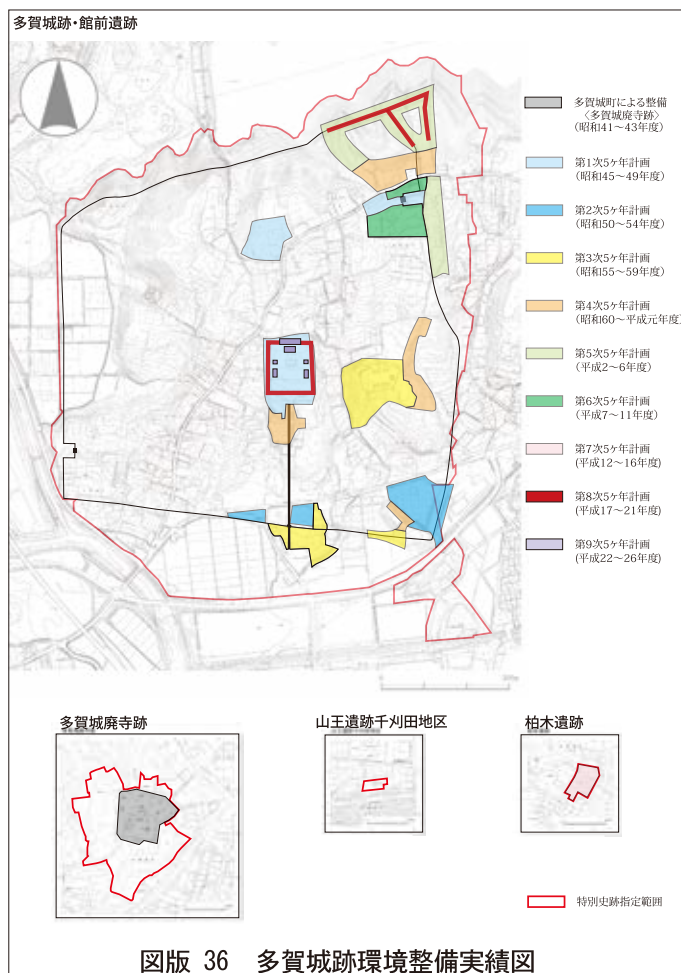
IV. 環境整備第9次5ヵ年計画の総括（平成22～26年度）

1. 多賀城跡環境整備事業の概要

特別史跡多賀城跡附寺跡の環境整備事業は、多賀城跡調査研究委員会の指導のもと、昭和45年から継続的に宮城県多賀城跡調査研究所が、整備長期基本計画や保存管理計画に基づいて環境整備5ヵ年計画を策定し、年次計画に従って工事を実施している。

多賀城跡環境整備事業第9次5ヵ年計画が平成26年度で完了したことから、その計画内容と実施工事内容について報告する。

なお、本次5ヵ年計画実施中の平成23年3月11日に発生した東日本大震災による特別史跡多賀城跡附寺跡の災害復旧事業を、本計画と併行して平成23～24年度にかけて実施した。その概要は『年報2012・2013』に報告しているので参照されたい。



2. 第9次5ヵ年計画策定の経緯と概要

第8次5ヵ年計画（平成17～21年度）の計画立案の段階では、環境整備事業第二期長期基本計画（平成11年度策定、平成16年度見直し）の方針に従い政庁跡の再整備が構想された。しかし、政庁地区で実施されていた再発掘調査の成果のまとめを待つ必要があったことから、第8次5ヵ年計画では過去に整備した諸施設の改修・再整備を主目的とし、政庁地区については平成20～21年度で築地塀跡の再整備を行った（『年報2010』）。

平成22年3月に平成16～21年度にかけて実施された政庁跡の再発掘調査の成果が『補遺編』としてまとめられた。これをうけて、第9次5ヵ年計画では、政庁地区を対象に、当初整備以降に新たに発見された遺構を表示することにより、最新の調査成果を来訪者に伝えることを目的とし、初めの3ヵ年で政庁地区の再整備を、続く2ヵ年で城前地区の整備を行うこととした。ところが、政庁地区再整備の計画を具体化していく段階で、後殿跡および北殿跡の整備については、北殿跡の遺構表示の前に先だって後殿跡の表示と政庁内の表土処理を行う必要があること、さらに北殿跡の整備にあたり、

年度	整備地区	平成20年度提示計画	事業費 (千円)	年度	整備地区	計画内容	事業費 (千円)
平成 22	政庁地区 (再整備)	西脇殿・西楼平面表示	8,000	平成 22	政庁地区 (再整備)	西脇殿・西楼平面表示	8,000
平成 23		東脇殿・東楼平面表示	8,000	平成 23		東脇殿・東楼平面表示	8,000
平成 24		後殿・北殿平面表示	8,000	平成 24		後殿・政庁内表土処理	8,000
平成 25	城前地区	政庁前階段再整備	8,000	平成 25		北殿平面表示・北辺基盤整備	8,000
平成 26		城前地区基盤整備	8,000	平成 26			8,000

当初計画(平成21年策定)

計画見直し(平成22年委員会承認)

第6表 第9次5ヵ年計画(平成21年策定、平成22年一部改訂)

遺構表示面積及び盛土工・法面工などの整備内容・規模が大規模となり、予算的に単年度での実施が困難となったことなどから、これを3ヵ年で実施することとなり、当初予定していた城前地区整備は次期5ヵ年計画以降に繰り延べることとなった。

3. 政庁地区の再整備

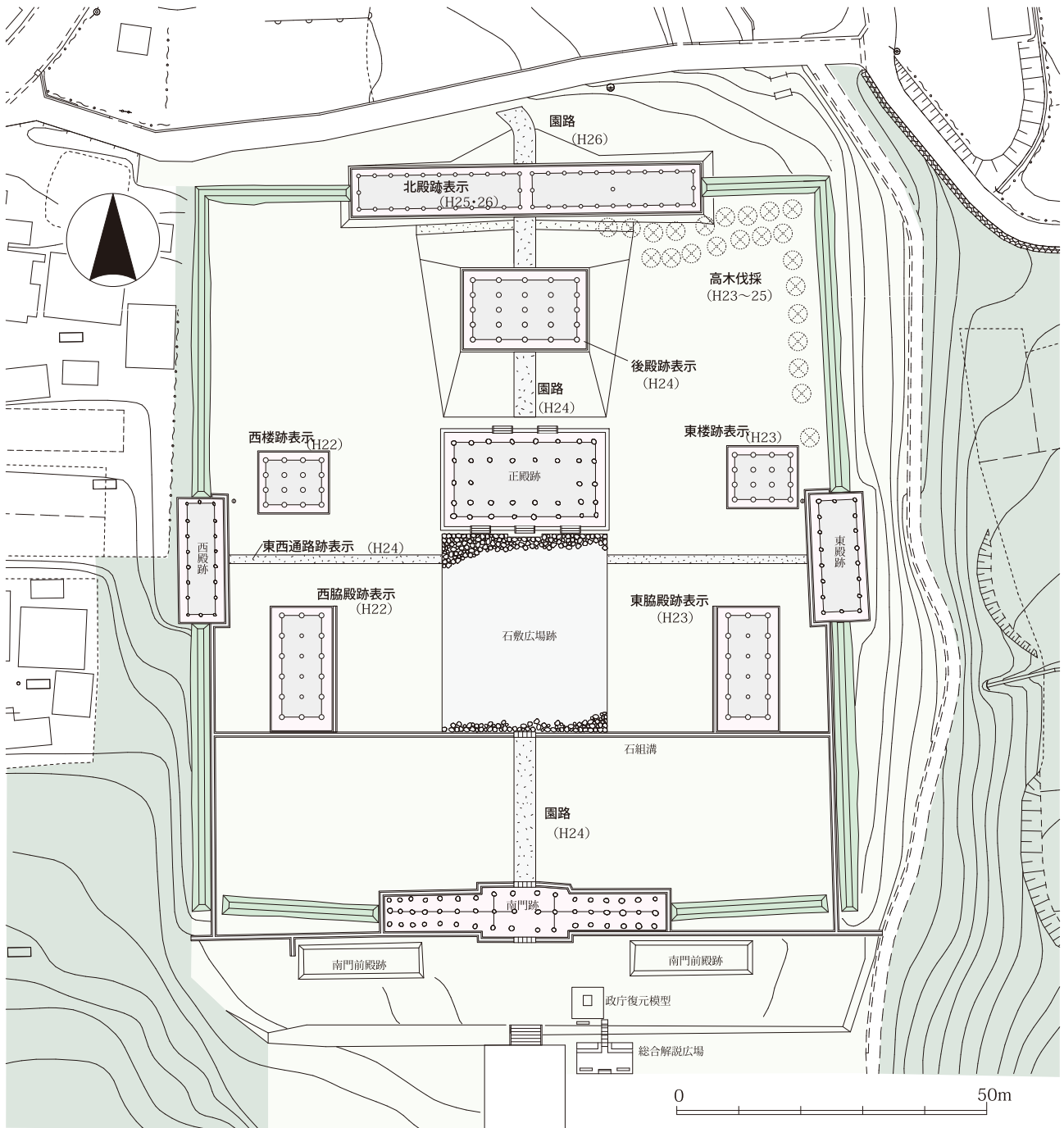
政庁地区の環境整備は昭和45年度から4ヵ年にわたって行われ、正殿跡、東・西脇殿跡(現在の東・西殿跡)、南門跡、翼廊跡、石敷広場跡、排水溝跡とこれらを囲む築地堀跡について、主に政庁第Ⅱ期の姿が平面的に復元表示された(『年報1978』;註)。その後、昭和52～53年度に政庁地区の補足調査が実施され、それまで未確認であった政庁第Ⅱ期の後殿跡と北殿跡の存在が判明した。また、平成16～18年度の再発掘調査では、それまで第Ⅰ期および第Ⅲ～Ⅳ期には確認されていた東・西脇殿跡が、第Ⅱ期にも同位置にあること、第Ⅲ期以降に出現すると見られていた東・西楼跡が第Ⅱ期にも存在したことが明らかとなったことから、第9次5ヵ年計画では、政庁地区の再整備として、未表示遺構である東・西脇殿跡、東・西楼跡、後殿跡、北殿跡の遺構表示工と、それに付随する遺構保護工、排水施設工、植栽工等を実施した。

ここでは、地区全体の再整備の基本方針を示すとともに、遺構表示の前提となる各遺構の平面復元の根拠、遺構表示の手法における検討事項、整備工事の実施仕様を記す。なお、年度別の工事内容の詳細は章末にまとめた。

註 政庁では第Ⅱ期の遺構を復元的に整備することとしているが、正殿については第Ⅲ期の切石積基壇が遺存していることから、これを保護したうえで、これを包み込むように一まわり大きな基壇を凝灰岩切石にて復元している。

(1) 政庁地区の再整備の基本方針

- ① 整備対象地区 政庁地区
- ② 整備対象時期 政庁第Ⅱ期(奈良時代)
- ③ 整備対象時期の設定理由 特別史跡多賀城跡附寺跡の整備では、地区あるいは区域を単位として、その場が果たしてきた機能・性格を最も象徴的に示す遺構群の時期を整備対象とすることとしている。政庁地区においては、奈良時代の第Ⅱ期が最も機能性と荘厳性を備えて本格的に拡充された時期であることからこの時期を対象時期とした。これはこれまでの政庁地区の整備方針を踏襲したものである。



図版 37 政庁地区整備実施平面図(1/1,000)

④ 再整備方針

- 1) 新たに存在が明らかとなった第Ⅱ期の東・西脇殿跡、東・西楼跡、後殿跡、北殿跡の平面表示を行う。また、これまで東・西脇殿跡と呼んでいた遺構は東・西殿跡と改める。
- 2) 大前提として、遺構を傷めない表現手法を採用する。
- 3) 遺構表示の手法および整備地盤高については、極力既表示遺構と齟齬のないものとする。
- 4) 様々な来訪者の動線と誘導また史跡公園管理にも配慮し整備を行う。

【参考】第1期5ヵ年計画の政庁地区の整備手法（『年報1978』P92より）

- ・建物跡基壇上面は原則としてカラーアスファルト舗装とし、軒廻りと建物内は色分けして区別した。
- ・礎石、石敷広場、排水溝等は遺構を直接露出し、石の欠失した箇所には同質の自然石を補充した。
- ・既存樹木については、遺構を破壊する危惧のないものは緑陰の確保のため極力残した。

(2) 各遺構の平面復元の根拠

① 東・西脇殿跡

発掘調査で第Ⅱ期の東脇殿跡の掘込地業と上面の焼けた整地層を確認したことから、東・西脇殿の存在が明らかとなったものである。平面復元にあたっては、調査で明らかとなっている他の時期の脇殿跡を参考とした。

建物跡の平面形式は、政庁の第Ⅱ期の主要な建物跡にならい礎石式とし、第Ⅲ期の東脇殿と同様、桁行5間、梁行2間と考えた。また、第Ⅰ期の東・西脇殿では建物内部に床束の柱穴が検出されていることから、各時期を通じて脇殿は床張りであったと推定し、棟通りの床束位置に礎石を配置した。基壇の規模は整地層上面の焼け面および石組溝から復元でき、基壇高さは根石と石組溝とのレベル差から30cm程度と考えられたので、地形に合わせて1～2段の石積みに復元した。また、第Ⅲ期西脇殿跡の東側で石組溝を検出していることから、脇殿の正殿側にのみ石組溝が巡ると推定しこれを復元した。

② 東・西楼跡

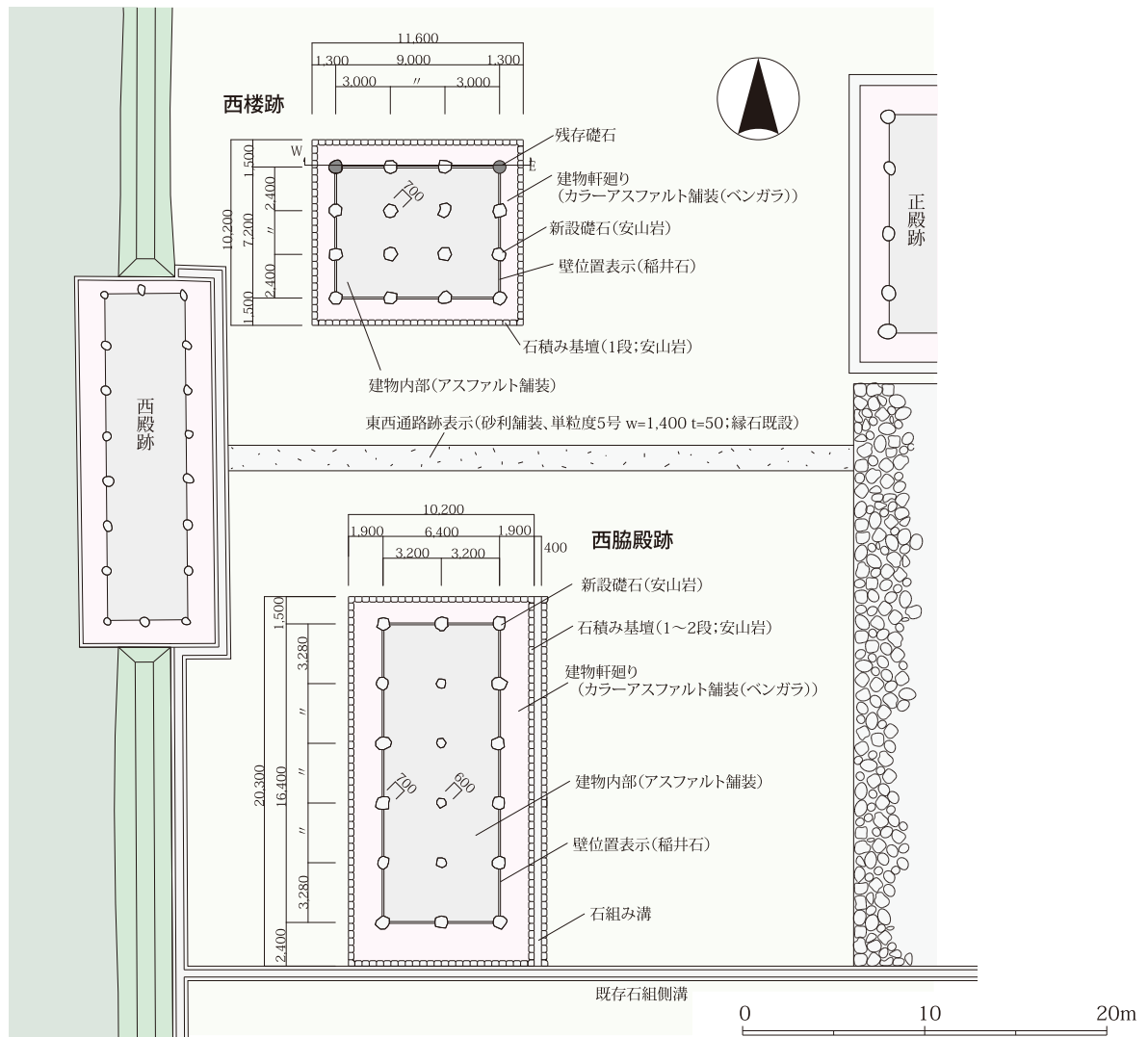
これまで楼跡は第Ⅲ期に出現すると考えられてきたが、平成17年度に実施した東楼跡の調査で、それよりも古い段階の根石が1箇所確認されたことから、第Ⅱ期にも存在していたことが明らかとなったものである。平面復元にあたっては、第Ⅲ期の東・西楼跡を参考にした。

発掘調査で唯一確認された根石が第Ⅲ期の根石の直下であることから、これと同様、東西3間、南北3間の礎石式建物に復元できる。基壇の規模は不明であり、復元にあたっては本建物が切妻屋根の楼造りの建物と推定した。法隆寺経蔵(天平19年(747)以前)・法隆寺鐘楼(寛弘2年(1005)～寛仁4年(1020))を参考にして、屋根の軒の出を平側は約1.7m、妻側は1.5mと推定し、政庁内の石組溝の幅約40cmの中心が軒先にあると仮定して、そこから20cm控えたラインを基壇の端に想定した。また、高さは残存する礎石と当時の構築面のレベル差より30cm程度と想定し、東・西脇殿と同様、1段の石積み基壇に復元した。

③ 後殿跡

第Ⅱ期の後殿跡は礎石据え穴を5箇所確認しており、第Ⅲ期の後殿跡とほぼ同位置で建て替えられたことが分かっている。平面復元にあたっては第Ⅲ期の後殿跡を参考にして、東西4間、南北4間の東西棟の総柱礎石建物として表示した。

発掘調査からは基壇の規模は不明であり、基壇の復元にあたっては、法隆寺東院伝法堂(天平宝字5年(761))を参考とした。屋根の軒の出、けらばの出を約1.9mと推定し、基壇は軒先より20cm内側に位置すると推定して基壇規模を復元した。また、高さは礎石天端と建物跡周辺の遺構検出面とのレベル差が50cmであり、当時の地盤面を遺構検出面より15cm高いと推定し、礎石天端と基壇上面のレベル差を5cmと推定すると、基壇の高さは30cmとなるので、他の遺構同様、1段の石積み基壇に復元した。



図版 38 西脇殿跡・西楼跡整備実施平面図(1/400)

④ 北殿跡

第Ⅱ期の北殿跡は、政庁の北辺築地線上の建物であり、礎石 2 箇所と火を受けて赤変した基壇上面からその存在が想定されている。柱位置は東辺・西辺の築地線上に建てられた第Ⅱ期の東西殿の柱間寸法を参考にして、桁行 10 間、梁行 2 間の建物が 2.0m の間隔を開けて東西に 2 棟並ぶと考えられており、これを表示した。基壇の規模は、長尺建物として法隆寺妻室（保安 2 年（1121）頃）を参考にして、屋根の軒の出、けらばの出をともに約 1.5m として、基壇の出を 1.3m に推定し復元した。高さは東西殿を参考にして 1 段の石積み基壇とした。なお、本建物は桁行方向が 10 間と長尺になるため、建物内部の 5 間目の位置に間仕切りがあったと想定し、その位置に床束の礎石を復元した。

(3) 遺構表示の手法における検討事項

今回の政庁地区の再整備は、新たに発見された遺構の表示が主目的であるが、昭和 45～48 年度に実施した当初整備との整合性を保つことが求められた。そのため、遺構の残存状況、現況地盤面と新たに設定する計画地盤面との調整を図り、遺構の表示方法については、これまでの整備手法と同様に、残存礎石を露出展示し、欠損した礎石は新規石材を補充することとしたが、西楼跡と後殿跡および北

殿跡について、以下の事項が課題となった。

① 西楼跡の課題

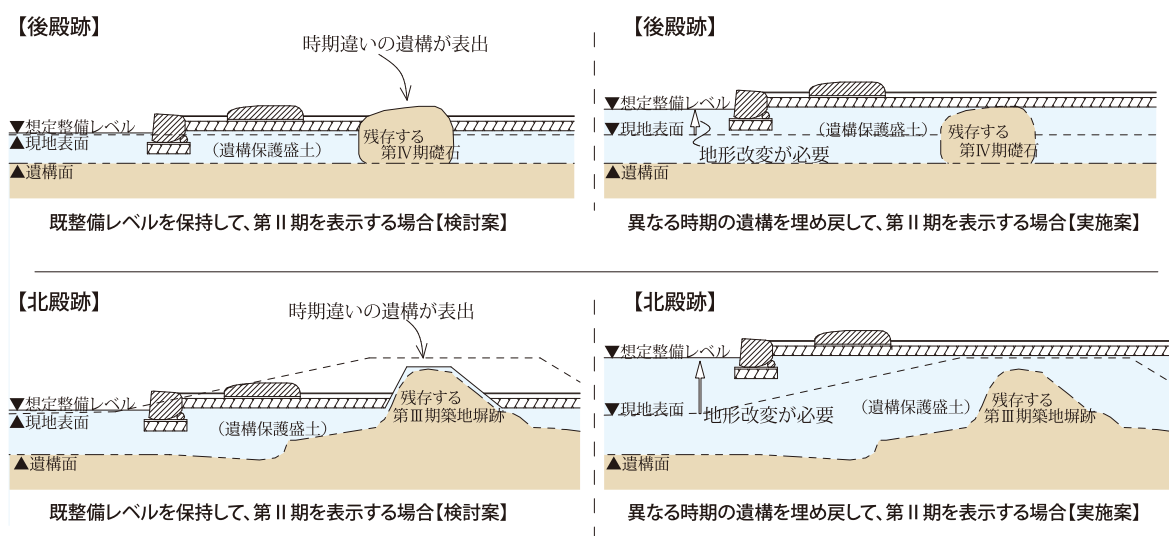
西楼跡では第Ⅲ・Ⅳ期のものとみていた礎石が残っており、これまでの政庁跡の整備では、それらをそのまま地上に露出展示してきた。今回の整備でも第Ⅲ・Ⅳ期の礎石をそのまま露出させるかどうかは課題となった。

発掘調査の結果、東楼跡では第Ⅱ～Ⅳ期で平面規模が同一と考えられ、時期は特定できないものの、残存礎石は第Ⅱ期以降、位置が変わっていないものと考えられることから、そのまま平面表示の一部として露出することとした。

② 後殿跡の課題

後殿跡では第Ⅱ期の礎石は残存していなかったが、第Ⅳ期の礎石が残存しており、かつての整備では西楼跡と同様にそのまま地上に露出展示してきた。発掘調査の結果、第Ⅱ期と第Ⅳ期では柱位置が異なることから、第Ⅳ期の礎石を露出すると、第Ⅱ期の礎石表示と混乱を招くこととなるおそれがあった。

上述のとおり、西楼跡では第Ⅱ期も第Ⅲ・Ⅳ期も礎石位置は同一と考えられることから、礎石をそのまま露出しても第Ⅱ期の建物の柱位置の理解を妨げるおそれが少ないと判断されたが、後殿跡では第Ⅱ期と第Ⅳ期では建物の柱位置が大きく異なることから、政庁地区の正確な理解のためには第Ⅳ期の礎石を埋め戻して、その上に新規石材を用いて第Ⅱ期の礎石位置のみを表示するほうが良いと判断した。この結果、計画地盤面は現況（既整備の地盤面）から約30cm高くなることとなった。



図版 39 遺構表示の検討模式図

③ 北殿跡の課題

北殿跡では第Ⅱ期の建物基壇上面が残存しているが、その直上に第Ⅲ期の築地塀跡の遺構が約30cmの高さで残存している。北殿跡の礎石は残存していないが、北殿跡の整備基壇レベルをほかの遺構と同様の考え方で設定すると、残存している築地塀跡の遺構が北殿跡の内部に頭を出すことになる。

検討の結果、築地塀跡の保護と、後殿跡の考え方と同様に時期の異なる遺構の表現を避けることを優先し、残存する築地塀跡は埋め戻して、その上に新規石材を用いて第Ⅱ期の北殿跡の礎石位置を示すこととした。この結果、計画地盤面は現況（既整備の地盤面）から約70cm高くなることとなった。

上記①～③の遺構表示の検討の結果、遺構ごとに遺構保護盛土の厚さが異なることとなり、政庁内の地形が若干乱れてしまうが、これまで述べたとおり、政庁地区では異なる時期の遺構を同一平面に表示することを避け、原則として第Ⅱ期の遺構を統一的に表現することを優先した。

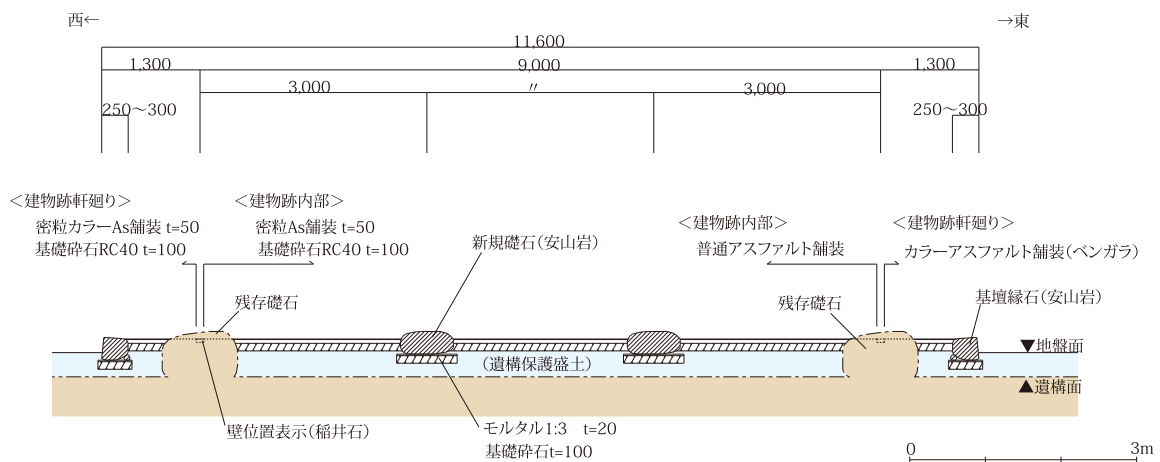
(2) 実施工事内容

① 遺構保護造成工

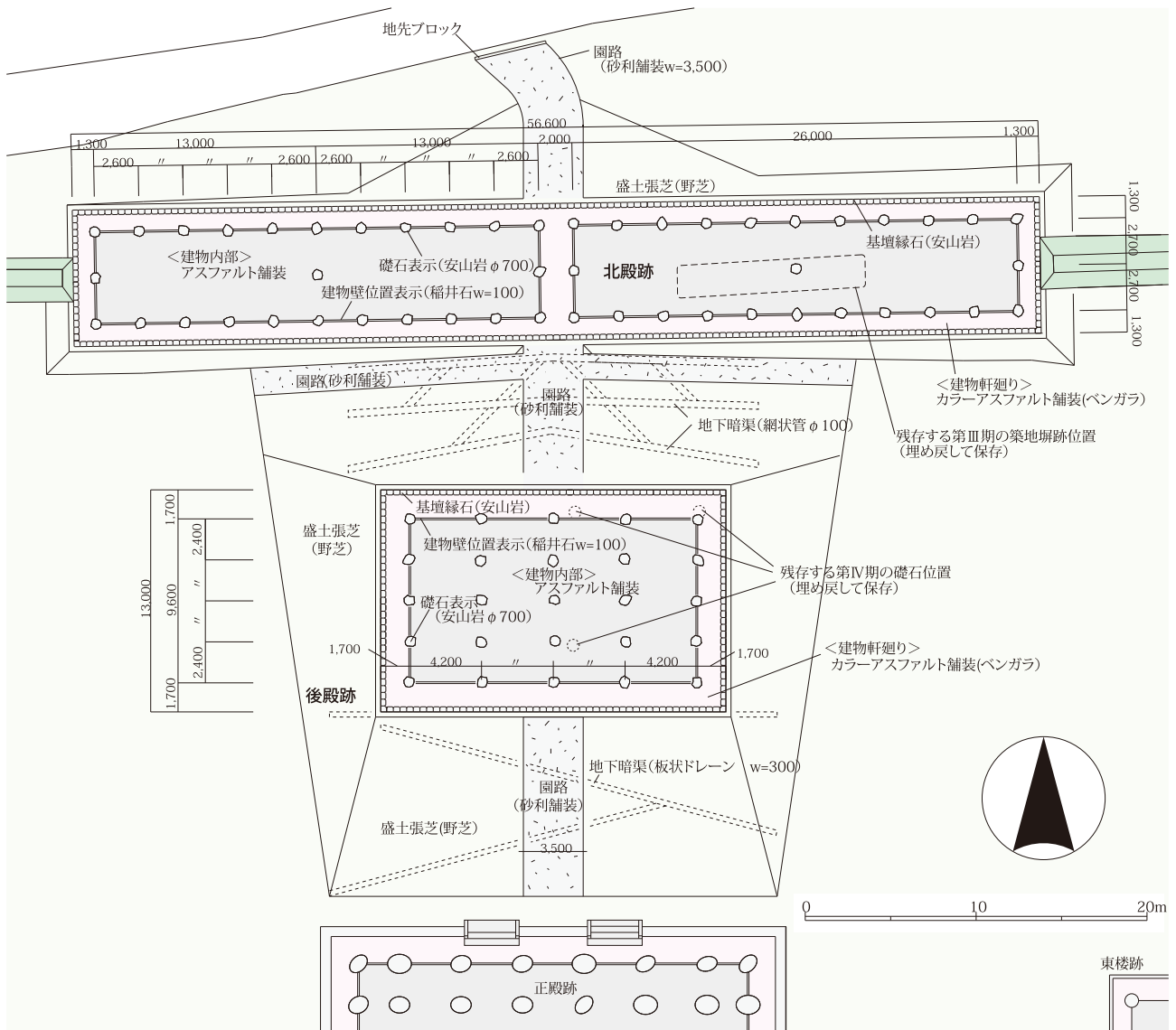
正殿、石敷広場、南門、東・西殿は昭和45～48年度の環境整備の際に、残存礎石を露出展示する方針としたことから、遺構保護のための盛土は遺構面からおおむね30cm程度の高さに設定されている。今回の整備では遺構保護の盛土厚さは、前述の検討を踏まえて、東・西脇殿跡、東・西楼跡の周辺でこれまでの整備と同様の約30cmとなっている。また、後殿跡、北殿跡の周辺では、時期の異なる遺構である礎石、築地塀跡を埋め戻した結果50～70cmの遺構保護盛土となり、周囲の現地形、景観になじむように現況地盤面にすりつけた。

② 排水施設工

後殿跡、北殿跡の周囲では、露出遺構を埋め戻すためにやや広い範囲に盛土したことから、盛土の崩壊を防ぐために、板状ドレーンや網状管による地下暗渠を埋設した。



図版 40 西楼跡断面図(1/100)



図版 41 後殿跡・北殿跡整備平面図(1/400)

③ 遺構表示工

1) 西脇殿跡ほか建物跡表示

再整備の方針に従い、前述の根拠に基づいて政庁第Ⅱ期の建物跡6棟分の復元平面表示を行った。建物跡の礎石位置には、西楼跡の2箇所遺構の残存礎石を露出展示したほかは、新たに補充した礎石を設置した。石材は発掘調査の所見に基づいて、安山岩（秋田県男鹿市寒風山産出）を用いた。なお、政庁跡で発見されている当時の礎石や基壇縁石は自然石であるが、今回の整備で使用した新規石材は割り石を用いた。これは基壇上面のアスファルト舗装と縁石との境界の施工性や、施工後の舗装の安定性を勘案して選択したものであり、自然石に近い質感を出すために石の角をたたいた。

基壇上面はこれまでの政庁地区の整備の手法を踏襲し、建物の内部と外（軒廻り）を区別するため、建物内部は普通のアスファルト舗装、軒廻り部はベンガラを混入したカラーアスファルト舗装とした。また、壁の位置には、これを表現するために幅10cmの粘板岩（稲井石）を回線状に設置した。基壇の縁石は、礎石と同質の安山岩の割り石を用いた。西脇殿跡および東脇殿跡には石組みの溝を復元し、溝の縁石と底石には安山岩を用いた。

石材のストックとして多賀城跡調査研究所で保管している。

4. まとめ

第9次5ヵ年計画は、政庁地区の未表示遺構の表示が主目的であったが、今回の整備によって、最新の発掘調査成果を現地に表現することができた。このことにより来訪者に政庁跡の正しい建物配置を示すことができ、その目的は達成されたといつてよい。

今回は、当初の整備から40年余りが経過した政庁地区を再整備したものである。前次5ヵ年計画の平成20・21年度に実施した築地堀跡の再整備は老朽化した施設への対応であったのに対し、今次5ヵ年計画では最新の調査成果を来訪者へ提供するものであり、再整備というよりも追加整備の側面が強い。かつて発掘調査が行われ、整備された地区について、その後の再調査で解明された新事実を整備に反映することが可能となったのは、発掘調査や環境整備が長期的な計画のもとに継続的に行われてきたからこそである。

なお、再整備計画の検討の中で、整備手法は40年前に実施された平面表示、基壇復元という方法を踏襲したが、現在の視点でも、この手法は地味ではあるが持続可能性を備えた方法といえよう。

ただし、全く問題がなかったわけでもない。今回は同一平面で異なる時期の遺構は表現しないことを最優先したが、その結果、後殿跡と北殿跡においては、施した盛土のために遺構保存は確実にできたものの、周辺の遺構や地形との高さの関係に多少の違和感を生じざるを得ない結果となり、遺構保護や遺構表示と地形復元とを両立させることの困難さを改めて感じた。

また、当初整備での手法を踏襲した結果、遺構表示である東西通路跡の表現と、政庁中軸に設定された園路とが、いずれも同じ砂利敷舗装となり、それが遺構かそうでないのか区別があいまいとなってしまった。このことは見学者用動線を設定するうえで、遺跡における当時の動線はそれをそのまま踏襲すればよいが、当時の動線以外に園路を設定したい場合には常に課題となる点であり、以後、動線計画を立案する際にはさらに検討を進めたい。さらには、建物跡の礎石表現に使用した割り石の礎石が、オリジナルの自然石の礎石と風合いが異なってしまった。このことは、現地で遺構の礎石か新しく補った石なのかがわかりやすいという側面はあるものの、遺構そのもののイメージを伝えるという点では違和感は否めない結果となってしまった。今後、風雪による石の風化により、風景に馴染んでいくものと思われるが、材料の選択及び加工の際の課題としたい。

5. 整備資料

(1) 年度別整備内容

【平成22年度】

区分	名称	数量	内 容	直工費設計額 (千円)	備 考
造 成	造成	58.0 m ³	盛土工（購入盛土）	142	
遺構表示	西脇殿跡	一 式	新規礎石（安山岩φ700）14個、新規礎石（安山岩φ600）4個、建物跡壁位置表示（稲井石）、床面普通アスファルト舗装、軒廻りカラーアスファルト舗装、基壇縁石（安山岩、一段）、石組溝（安山岩）	2,092	
遺構表示	西楼跡	一 式	新規礎石（安山岩φ700）14個、建物跡壁位置表示（稲井石）、床面普通アスファルト舗装、軒廻りカラーアスファルト舗装、基壇縁石（安山岩、一段）	1,143	
緑化修景	張芝	160.0 m ²	野芝	149	表示遺構周辺
緑化修景	支障木伐採	44 本	幹周30～60cm	820	
その 他	既設遺構標識撤去	1 基	「第Ⅲ期西脇殿跡礎石」	4	昭和48年度設置

【平成23年度】

区分	名称	数量	内 容	直工費設計額 (千円)	備 考
造 成	造成	82.0 m ³	表土保全、購入盛土	360	
遺構表示	東脇殿跡	一 式	新規礎石（安山岩φ700）14個、新規礎石（安山岩φ600）4個、建物跡壁位置表示（稲井石）、床面普通アスファルト舗装、軒廻りカラーアスファルト舗装、基壇縁石（安山岩、一段）、石組溝（安山岩）	1,899	
遺構表示	東楼跡	一 式	新規礎石（安山岩φ700）16個、建物跡壁位置表示（稲井石）、床面普通アスファルト舗装、軒廻りカラーアスファルト舗装、基壇縁石（安山岩、一段）	1,100	
緑化修景	張芝	258.7 m ²	野芝	241	表示遺構周辺
緑化修景	支障木伐採	3 本	幹周30～60cm	47	
緑化修景	高木伐採	7 本	ヒバ、スギ、伐採、処分	120	

【平成24年度】

区分	名称	数量	内 容	直工費設計額 (千円)	備 考
造 成	造成	200.0 m ³	表土保全、購入盛土	616	
排水施設	地下暗渠排水	71.0 m	板状ドレーン、硬質塩化ビニルポリエステル長繊維不織布幅30cm	56	後殿跡周辺
遺構表示	後殿跡	一 式	新規礎石（安山岩φ700）25個、建物跡壁位置表示（稲井石）、床面普通アスファルト舗装、軒廻りカラーアスファルト舗装、基壇縁石（安山岩、一段）、石組溝（安山岩）	2,216	
遺構表示	東西通路跡	97.3 m ²	砂利舗装、単粒度5号、t=50mm、防草シート布設	158	
緑化修景	張芝	498.0 m ²	野芝	524	後殿跡周辺
緑化修景	支障木伐採	4 本	マツ、伐採、処分	106	
緑化修景	高木剪定	7 本	落葉広葉樹	215	
園 路	見学者用園路	150.7 m ²	砂利舗装、単粒度5号、t=50mm、防草シート布設	244	後殿一正殿間、正殿北階段周り、石敷広場一南門間
その 他	既設遺構標識撤去	1 基	「第Ⅳ期後殿跡礎石」	5	昭和48年度設置

【平成25年度】

区分	名称	数量	内容	直工費設計額 (千円)	備考
造成	造成	285.0 m ³	表土保全、購入盛土、法面整形	1,123	
排水施設	地下暗渠排水	90.0 m	網状管、径100mm、排水フィルター材：M25	404	北殿-後殿間
緑化修景	張芝	147.5 m ²	北殿跡-後殿跡間、野芝	383	
緑化修景	高木伐採	9本	スギ1、ヒバ8、サクラ1、マツ1、伐採、処分	777	
園路	見学者用園路・ 管理用道路	63.9 m ²	砂利舗装、単粒度6号 13~5mm、t=100mm	110	北殿-後殿間
その他	既存石碑移設	2基	「後村上天皇御座所碑」、「明治天皇御聖跡碑」、撤去、コンクリート基礎据え付け	1,205	
その他	既存遺構標識撤去	2基	「北東門跡」、「北西門跡」	10	昭和48年度設置

【平成26年度】

区分	名称	数量	内容	直工費設計額 (千円)	備考
造成	造成	53.7 m ³	表土保全、盛土（流用土）	108	
遺構表示	北殿跡	一式	新規礎石（安山岩φ700）50個、建物跡壁位置表示（稲井石）、床面普通アスファルト舗装、軒廻りカラーアスファルト舗装、基壇縁石（安山岩、一段）、石組溝（安山岩）	4,128	
緑化修景	張芝	67.0 m ²	野芝	130	北殿跡周辺
園路	見学者用園路	63.9 m ²	砂利舗装、単粒度6号 13~5mm、t=100mm	46	北殿跡北側

（2）工事関係者

年度	総括監督員	主任監督員	監督員	工事請負業者
平成22	宮城県仙台土木事務所 副所長 渡辺 和夫	同左 技術次長 森 信彦	同左 河川第一班 技師 佐藤正子	株式会社 牧山 (仙台市泉区)
平成23	宮城県多賀城跡調査研究所 所長 佐藤 則之	同左 研究班 上席主任研究員（班長） 古川 一明	同左 研究班 主任研究員 三好壯明	株式会社 秋葉造園 (仙台市宮城野区)
平成24	宮城県多賀城跡調査研究所 所長 佐藤 則之	同左 研究班 主任研究員（班長） 吉野 武	同左 研究班 主任研究員 三好壯明	多賀城すずき造園 (多賀城市)
平成25	宮城県多賀城跡調査研究所 所長 笠原 信男	同左 研究班 主任研究員（班長） 吉野 武	同左 研究班 主任研究員 三好壯明	多賀城すずき造園 (多賀城市)
平成26	宮城県多賀城跡調査研究所 所長 山田 晃弘	同左 研究班 主任研究員（班長） 吉野 武	同左 研究班 主任研究員 三好壯明	多賀城すずき造園 (多賀城市)



政庁跡 整備前
(平成15年11月撮影)
(Z202)



政庁跡 整備後
(X2024)



政庁整備状況
(東殿跡から)
(X1938)



西脇殿跡表示（南東から）(X1989)



西脇殿跡表示詳細（残存礎石（中央上）と新補礎石）(X1997)



後殿跡 整備前（北から）(X1205)



後殿跡 整備後（北から）(X1295)



北殿跡 整備前（西から）(X1791)



北殿跡 整備後（西から）(X1975)



東西通路跡表示（東から）(X1404)



園路（南門跡～石敷広場跡間；南から）(X1332)

V. 付 章

1. 関連研究・普及活動

(1) 多賀城跡環境整備事業

平成 27 年度の多賀城跡環境整備事業は、政庁南面地区の総合的な整備を目的とした第 10 次 5 ヶ年計画の初年度にあたり(第 7 表)、①政庁南門跡から南に延びる政庁南大路跡の復元舗装工、②政庁南面の総合解説広場のベンチ及び石敷の補修を実施した。総事業費は 8,203 千円(国庫補助 50%)である。また、過去に設置した説明板等を対象に、これまでの日本語、英語による説明文に中国語(簡体字、繁体字)及び韓国語を加えるサイン多言語化事業を、事業費 2,970 千円(地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業)で実施した。

年 度	整備地区	計画内容	対象面積
平成 27 (2015)	政庁南面地区	政庁南大路跡復元舗装、総合解説広場補修	24,000 m ²
平成 28 (2016)		政庁南大路跡復元舗装、地形測量	
平成 29 (2017)		総合整備実施設計、基盤整備工	
平成 30 (2018)		造成工、排水施設工	
平成 31 (2019)			

第 7 表 多賀城跡環境整備事業第 10 次 5 ヶ年計画

(平成 27 年度は実績、平成 28 年度以降は計画)

(2) 特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画の策定

本計画は、平成 23 年 7 月に多賀城市教育委員会が策定した『特別史跡多賀城跡附寺跡第 3 次保存管理計画』に示された保存管理の基本方針を踏まえ、特別史跡多賀城跡附寺跡を東北地方の古代史上の貴重な歴史遺産として、また県民の憩い場として整備するために、管理団体である多賀城市とともに検討を加え、整備の目標と基本方針、実施計画を定めたものである。

作成準備は東日本大震災により中断を余儀なくされたが、平成 25 年度から再開し、同年度の多賀城跡調査研究委員会における方向付けを経て、昨年度に計画案を作成した。その内容については、文化庁記念物課から指導を得たのちに、10 月の調査研究委員会に提案し大筋で了承を得た。

今年度は、委員会で示された指導・意見を反映させつつ修正を加え、多賀城市の公園・道路等の関連部局との調整も綿密に行った。修正案は 10 月の調査研究委員会に報告し承認を得たが、あわせてパンフレットとなる概要版も用意すべきとの指導があり、別に作成することとした。この前後には、再度文化庁記念物課からの指導を得ている。また、12 月から 1 月にはパブリック・コメントの募集を行い、6 件の意見を得た。策定は平成 28 年 2 月となった。

(3) 特別史跡多賀城跡附寺跡の現状変更

特別史跡内の現状を変更する際には、現状変更の申請者及び関係機関と遺跡保護のために慎重な協議を行い、遺跡に影響がない範囲で最小限の現状変更に伴う調査を行っている。平成27年度における申請は以下の7件(確認調査1件、工事立会6件)であるが、番号4・5・7は平成28年3月21日時点で工事未着手である。そのうち4・5については申請の許可後、工事実施の調整がつかないうちに冬季に至り、対象地の凍結・融解のため年度内の工事着手・完了が困難であることから、期間変更のうえ来年度に工事を実施する予定である。

番号	変更事項	変更箇所	申請	文化庁・県教委許可	対応
1	用排水路	多賀城市市川字	平成27年	27受庁財第4号の726	工事立会
	改修工事	館前41ほか	6月22日	平成27年8月10日	平成27年11月5・6日
2	污水管設置工事	多賀城市市川字五万崎16	平成27年	27受庁財第4号の724	工事立会
			6月25日	平成27年7月17日	平成27年10月28日
3	下水道設置工事	多賀城市市川字五万崎36	平成27年	27受庁財第4号の1063	工事立会
			8月6日	平成27年10月16日	平成27年12月8日
4	排水管設置工事	多賀城市市川字 五万崎34-3	平成27年	27受庁財第4号の1161	工事立会
			8月26日	平成27年10月16日	期間延長、来年度着手
5	擁壁設置工事	多賀城市市川字五万崎32	平成27年	27受庁財第4号の1160	確認調査
			8月31日	平成27年10月16日	期間延長、来年度着手
6	電柱建替工事	多賀城市市川字作貫19	平成27年	27受庁財第4号の1269	工事立会
			9月8日	平成27年11月20日	平成28年2月16・19日
7	社屋改修工事	多賀城市市川字城前77	平成27年	27受庁財第4号の1499	工事立会
			10月19日	平成27年12月11日	未着手

第8表 平成27年度現状変更一覧

(4) 多賀城関連遺跡発掘調査事業

当研究所は、多賀城に関連する宮城県内の城柵及び官衙遺跡や生産遺跡について計画的な調査と研究を継続して行っている。平成21年度からは多賀城創建期の窯跡群の発掘調査を実施し、造瓦体制とその社会的背景の解明を主目的とした多賀城関連遺跡発掘調査事業第8次5ヵ年計画を進めていたが、東日本大震災による復旧事業を優先するため、3年次目の平成23年度から事業を当面の間は休止している。再開にあたっては従来の計画を継続し、大崎市大吉山瓦窯跡の発掘調査に着手する予定である。

(5) 遺構調査研究事業

本事業は、多賀城跡及び関連遺跡の発掘調査で検出した諸遺構の保存と活用を目的として、他の遺

跡の類例と比較検討しながら基礎的研究を行うものである。本年度は第42回古代城柵官衙遺跡検討会において、各地の城柵官衙遺跡の調査データを収集・検討したほか、栗原市伊治城跡の踏査を行い、現況における築地塀などの保存状況を調査した。

(6) その他

1. 宮城県内の震災復旧事業に伴う発掘調査の支援

各地域の早期復旧を目指し、発掘調査の支援に職員1名を常時派遣した。

高橋 透 平成27年4月1日～平成28年3月31日

2. 現地説明会の開催、見学会などへの対応

発掘調査の成果を一般に公開するため、調査の進捗状況をホームページで公開するとともに、下記の現地説明会、報道発表を行った。

多賀城跡第88次発掘調査現地説明会 吉野 武・廣谷和也 平成27年11月7日

多賀城跡第89次調査出土木簡について 吉野 武 平成28年2月4日

また、以下の団体の史跡見学等に関して説明を行った。

お茶の水女子大学、国立歴史民俗博物館、栃木県書道連盟、奈良文化財研究所、

山形大学奥の細道マイスター養成講座

3. 資料の閲覧・貸出などに関する協力

以下の機関・団体等への資料の閲覧・貸出などに際し、準備・助言等をした。

愛知県史編さん室、秋田城跡調査事務所、石巻市教育委員会、戎光祥出版、大崎市教育委員会、(株)河北新報社、(株)河合出版、国立歴史民俗博物館、七ヶ浜町教育委員会、仙台市博物館、多賀城市教育委員会、(株)汐文社、(株)創童社、(株)凸版印刷、なす風土記の丘湯津上資料館、新潟市文化財センター、福島県立博物館、(財)毎日書道会、宮崎日々新聞社、由利本庄市教育委員会、(株)洋泉社、(株)吉川弘文館

4. 各機関・委員会などへの協力

山田晃弘 秋田市秋田城跡環境整備委員会委員、秋田県弘田柵跡保存管理計画策定指導委員、盛岡市志波城跡史跡整備委員会委員、多賀城南門等復元整備検討委員会議、名勝おくのほそ道の風景地「壺碑・興井・末の松山」保存活用計画策定委員会議、多賀城市文化財保護委員会委員、史跡伊治城跡調査整備指導委員会委員、亘理町三十三間堂官衙遺跡調査検討委員会委員、角田市郡山遺跡発掘調査指導委員会委員、古代城柵官衙遺跡検討会世話人代表

吉野 武 国立歴史民俗博物館共同研究員、多賀城南門等復元整備検討委員会議

三好秀樹 多賀城南門等復元整備検討委員会議

白崎恵介 石巻市近代建築保存整備調査研究専門委員会委員、釜石市橋野高炉跡史跡整備検討委員会委員、宮城県近代和風建築総合調査調査員、宮城県名勝に関する特定の調査研究調査員、多賀城南門等復元整備検討委員会議

5. 講演会・研究会などへの協力・執筆

白崎恵介 「石州流清水派の作庭と伝わる庭園に関する調査研究報告」第12回文化財庭園フォーラム講演

気仙沼市中央公民館 平成27年6月28日

三好秀樹 「多賀城跡第87次調査の概要」平成26年度多賀城市遺跡調査報告会報告

多賀城市文化センター 平成27年7月25日

白崎恵介 「文化財建造物の見方と保護策について- 仙台藩北境の民家を意識して」東北歴史博物館友の会歴史探訪

北上市～金ヶ崎町～奥州市 平成27年9月27日

三好秀樹「多賀城跡と貞観地震」多賀城市第26回企画展『「震災復興」と「遺跡」』トークイベント「過去の災害とこれから」
多賀城市市民活動サポートセンター 平成27年10月10日

廣谷和也「多賀城跡第88次調査」平成27年度宮城県遺跡調査成果発表会報告
東北歴史博物館 平成27年12月12日

廣谷和也「多賀城跡第88次調査」第42回古代城柵官衙遺跡検討会成果報告
奥州市文化会館 平成28年2月13日

吉野 武「多賀城跡第89次調査の概要」第42回古代城柵官衙遺跡検討会資料報告
奥州市文化会館 平成28年2月13日

吉野 武「多賀城の構造と変遷」第42回古代城柵官衙遺跡検討会特集報告
奥州市文化会館 平成28年2月14日

白崎恵介「零石家住宅」ほか、(分担執筆)『宮城県近代和風建築総合調査報告書』
宮城県教育委員会 平成28年3月31日

5. 連携大学院

東北大学大学院文学研究科長と宮城県多賀城跡調査研究所長の協定に基づき、文学研究科文化財科学専攻の大学院生の研究と指導にあたった。

山田 晃弘 (客員教授)	文化財科学研究演習
山田 晃弘 (客員教授)・吉野 武 (客員准教授)	文化財科学研究実習Ⅱ

2. 組織と職員

〈宮城県教育委員会行政組織規則(抄)〉

第13条の五 文化財保護課の分掌事務は、次のとおりとする。

四 多賀城跡調査研究所及び歴史博物館に関すること。

第21条 特別史跡多賀城附寺跡(これに関連する遺跡を含む。以下同じ)の発掘、調査及び研究を行うため、地方機関として多賀城跡調査研究所を設置する。

2 多賀城跡調査研究所の名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
宮城県多賀城跡調査研究所	多賀城市

3 多賀城跡調査研究所の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 特別史跡多賀城附寺跡の発掘に関すること。
- 二 特別史跡多賀城附寺跡の出土品の調査及び研究に関すること。
- 三 特別史跡多賀城附寺跡の環境整備に関すること。
- 四 庶務に関すること。

第24条 必要と認めるときは、多賀城跡調査研究所に次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、当該下欄に定めるとおりとする。

職	職 務
上席主任研究員	上司の命を受け、重要かつ高度な調査研究に従事し、主任研究員、副主任研究員及び研究員の業務を整理する。
主任研究員	上司の命を受け、重要又は高度な調査研究に従事し、副主任研究員及び研究員の業務を整理する
副主任研究員	上司の命を受け、重要又は高度な調査研究に従事し、研究員の業務を整理する。
研究員	上司の命を受け、重要又は高度な調査研究に従事する。

2 上席主任研究員、主任研究員、副主任研究員及び研究員は、技術職員をもつて充てる。

〈職員〉

所 長 山田 晃弘	管理部長 桂島 啓介	〈研究班〉	
		主任研究員 (班長)	吉野 武
		主任研究員	三好 秀樹
		主任研究員	白崎 恵介
		技 師	廣谷 和也
		技 師	高橋 透
		〈管理班〉	
		次 長 (班長)	牛渡 丈晴 [博物館兼務]
		主 幹	吉田 けい [博物館兼務] (~H27. 9. 30)
		主 幹	大場 武彦 [博物館兼務] (H27. 10. 1~)
主 査	八巻 貴雄 [博物館兼務]		
主 事	田村 佳奈子 [博物館兼務]		

3. 沿革と実績

(1) 宮城県多賀城跡調査研究所の沿革

年月	事項
大正11.10	多賀城跡が史蹟名勝天然記念物保存法により史蹟指定(大正11. 10. 12)。指定名称「多賀城跡附寺跡」
昭和35	県教委が「多賀城跡発掘調査委員会」を組織し、5カ年計画による多賀城跡の発掘調査の初年度事業として多賀城跡と多賀城廃寺跡の地形図を作成
36. 8	多賀城廃寺跡第1次発掘調査実施(県教委主体、多賀城町と河北文化事業団共催。調査団長は伊東信雄東北大学教授)
37. 8	多賀城廃寺跡第2次発掘調査実施。主要伽藍配置が判明
38. 8	多賀城跡政庁地区発掘調査(第1次)開始。以後40年8月(第3次)まで実施。政庁地区の朝堂院的な建物配置が判明
41. 4	多賀城跡附寺跡特別史跡に昇格指定(昭和41. 4. 11)
43.11	多賀城町が多賀城跡政庁地区の発掘調査(第4次)を再開
44. 4	宮城県多賀城跡調査研究所設立
44. 7	多賀城跡調査研究指導委員会設置(委員長伊東信雄)。研究所による多賀城跡調査研究事業開始
44.10	色麻村日の出山窯跡の発掘調査実施
45. 3	『多賀城跡調査報告Ⅰ－多賀城廃寺跡－』刊行
45. 4	研究所による多賀城跡環境整備事業開始
48.10	金堀地区を対象とした第21次調査で計帳様文書断簡を発見
49. 2	外郭西辺地区の追加指定が官報告示(昭和49. 2. 18)
49. 4	多賀城関連遺跡発掘調査事業開始
49. 8	桃生城跡の発掘調査に着手(昭和50年度まで継続)
49. 8	プレハブ庁舎から東北歴史資料館の建物に移転
52. 7	伊治城跡の発掘調査に着手(昭和54年度まで継続)
53. 4	研究第一科・同第二科の2科制となる。遺構調査研究事業開始
53. 6	漆紙文書の発見を報道発表。これにより研究所が山本壮一郎知事から表彰を受ける
54. 3	多賀城跡調査研究所資料Ⅰ『多賀城漆紙文書』刊行
55. 3	『多賀城跡－政庁跡図録編－』刊行
55. 3	館前遺跡の追加指定が官報告示(昭和55. 3. 24)
55. 7	名生館遺跡の発掘調査に着手(昭和60年度まで継続)。初年度の調査で8世紀初頭の官衙中枢部を検出
57. 3	『多賀城跡－政庁跡本文編－』刊行
58.11	第43・44次調査で政庁南前面の道路遺構発見
59. 3	多賀城跡南面地域の追加指定が官報告示(昭和59. 3. 27)
60. 9	名生館遺跡関連合戦原瓦窯跡発掘調査実施
61. 8	東山遺跡の発掘調査に着手(平成4年度まで継続)
62. 8	名生館官衙遺跡の史跡指定が官報告示
62.11	第53次調査で奈良時代の外郭東門を発見
平成 2. 6	柏木遺跡の追加指定が官報告示(平成2. 6. 28)
2.11	多賀城跡調査研究指導委員会に南門－政庁間整備活用専門部会を設置
4.11	日本最古の「かな」漆紙文書について報道発表
5. 8	下伊場野窯跡群の調査を実施し、3基の多賀城創建瓦窯跡を発見
5. 9	山王遺跡千刈田地区の追加指定が官報告示(平成5. 9. 22)
6. 8	桃生城跡の発掘調査を再開(平成13年度まで継続)。政庁の全貌を解明
7. 6	第31回指導委員会において南門－政庁間整備活用計画案承認
9.11	多賀城碑覆屋の解体修理および碑地下部分の発掘調査を実施
10. 6	多賀城碑の重要文化財(古文書)指定が官報告示(平成10. 6. 30)
11. 1	東山官衙遺跡の史跡指定が官報告示
11. 4	2科制が廃され、研究班となる
11. 4	東北歴史博物館の建物に移転
14. 1	「多賀城跡等の発掘調査を通して東北古代史の解明に尽くした功績」により第51回河北文化賞を受賞
14. 8	亀岡遺跡の発掘調査に着手(平成15年度まで継続)
15. 3	『多賀城跡－発掘のあゆみ－』刊行
15. 6	伊治城跡の史跡指定が官報告示
16. 4	多賀城政庁跡の再整備に先立ち、政庁地区の調査に着手(平成20年度まで継続)
16. 5	木戸窯跡群の発掘調査に着手(平成18年度まで継続)
17. 4	多賀城跡調査研究指導委員会を廃し、宮城県条例第13号により多賀城跡調査研究委員会を設置
19. 8	日の出山窯跡群の発掘調査に着手(平成22年度まで継続)
20. 4	多賀城政庁跡の再整備に着手(平成26年度まで継続予定)
22. 3	『多賀城跡－政庁跡補遺編－』刊行
22. 9	多賀城跡発掘調査50周年記念事業を開催
22.10	『多賀城跡－発掘のあゆみ2010－』刊行
22.11	第82次調査で第Ⅰ期の外郭東門を新たに発見
23. 3	多賀城跡調査研究所資料Ⅱ『多賀城跡木簡Ⅰ』刊行
24. 5	東日本大震災の復旧工事に伴い、政庁正殿跡を調査。宝亀11(780)年の火災による焼失と代替えを確認
25. 3	多賀城跡調査研究所資料Ⅲ『多賀城跡木簡Ⅱ』刊行
26. 2	多賀城跡出土木簡と多賀城跡出土漆紙文書の県指定有形文化財(古文書)指定が官報告示(平成26. 2. 25)
26. 3	多賀城跡調査研究所資料Ⅳ『多賀城跡木簡Ⅲ』刊行
28. 2	鎮守府符の文書函について報道発表
28. 2	特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画を策定

(2) 事業実績

1) 多賀城跡発掘調査事業の実績

計画	年度	回数	発掘調査地区	発掘面積 (㎡)	経費 (千円)	計画	年度	回数	発掘調査地区	発掘面積 (㎡)	経費 (千円)
第1次5カ年計画	昭和44	5次	政庁地区南東部	1,980	9,000	第5次5カ年計画	平成元	56次	大畑地区北半部	1,550	29,000
		6次	政庁地区北東部	2,079			57次	外郭東辺南半部(西沢地区)	500		
		7次	外郭南辺中央部(多賀城碑付近)	264			58次	大畑地区中央部	1,470	30,000	
	昭和45	8次	外郭南辺中央部	350	59次		大畑地区中央部東側	900			
		9次	政庁地区南西部	2,046	60次		大畑地区中央部	1,450	30,000		
		10次	外郭西辺中央部	495	61次		鴻の池地区	150			
	昭和46	11次	外郭東辺南部	660	62次		大畑地区南半部	1,100	35,000		
		12次	外郭中央地区北部	3,795	63次		大畑地区北半部	1,700			
		13次	外郭東辺東門付近	1,600	64次		大畑地区北部	3,000	35,000		
	昭和47	14次	外郭東地区北部	2,086	第6次5カ年計画		平成6	65次	外郭東門北部・現状変更に伴う調査	2,200	36,000
		15次	鴻の池周辺	112		平成7	66次	大畑地区北西部	3,000	35,000	
		16次	政庁地区北半部	1,320	平成8	67次	大畑地区西部	3,000	39,000		
		17次	外郭北東隅・北西隅	1,729	平成9	68次	大畑地区西部・多賀城碑	2,650	36,000		
		昭和48	18次	外郭中央地区北部	2,937	平成10	69次	城前地区南部	2,000	36,000	
			19次	政庁地区北西部	2,640	第7次5カ年計画	平成11	70次	城前地区南部	2,000	37,700
	20次	外郭南辺中央部	990	平成12	71次		城前地区南部	2,000	32,300		
	21次	外郭西地区中央部	1,485	平成13	72次		南門西側築地塀跡・南門一政庁間道路跡	1,000	28,900		
	22次	城外南方(高平遺跡)	3,465	平成14	73次		南門東側築地塀跡・南門一政庁間道路跡	1,800	26,000		
第2次5カ年計画	昭和49	23次	外郭東地区北部(宇大畑)	3,300	平成15		74次	南門一政庁間道路跡	1,000	25,220	
		24次	外郭南東隅	2,640	75次		外郭北辺中央部	500			
	昭和50	25次	多賀城廃寺跡南大門推定地	2,310	第8次5カ年計画	平成16	76次	政庁東脇殿・後殿・北辺地区	1,640	24,463	
		26次	多賀城廃寺跡中門前方地区	2,310		平成17	77次	政庁東楼・西脇殿・南面地区	970	23,730	
	昭和51	27次	奏社官西隣市川大久保地区	660	平成18	78次	政庁地区・政庁南面地区・城前地区	2,700	16,610		
		28次	五万崎地区	2,310	平成19	79次	政庁-外郭南門間道路、城前・鴻池地区	1,350	14,168		
昭和52	29次	五万崎地区	2,310	平成20	80次	田屋場地区・政庁南西地区	930	12,752			
	30次	五万崎地区	1,980	第9次5カ年計画	平成21	81次	鴻ノ池地区・政庁南西地区	900	12,064		
31次	政庁北方隣接地区	1,980	平成22		82次	外郭東辺伊保石地区	580	11,460			
昭和53	32次	政庁北方隣接地区	1,000		平成23	83次	外郭南辺五万崎地区	960	11,447		
	33次	外郭西門地区	1,000		84次	外郭南辺五万崎地区	445	11,294			
第3次5カ年計画	昭和54	34次	雀山地区南低湿地		1,300	85次	政庁地区 正殿跡		415		
		35次	鴻の池南地区		900	86次	外郭南辺坂下地区	350	10,300		
	昭和55	36次	外郭東地域中央部作貫地区	1,800	第10次5カ年計画	平成26	87次	外郭南辺田屋場・坂下地区	910	9,901	
		37次	多賀城外南地方(砂押川東岸)地区	700		平成27	88次	外郭南辺立石地区	390	9,424	
	昭和56	38次	作貫南端低湿地(緊急調査)	50	89次	政庁南大路・城前地区	280				
		39次	外郭東地域中央部作貫地区	2,500	平成28	90次	外郭南辺五万崎地区(予定)				
昭和57	40次	外郭南辺築地東半中央部(立石地区・緊急)	80	平成29	91次	外郭西辺五万崎・西久保地区(予定)					
	41次	外郭東辺南端部(田屋場南端地区)	1,200	平成30	92次	外郭西・北辺西久保・丸山地区(予定)					
昭和58	42次	外郭東地域中央部(作貫地区)	500								
	43次	外郭中央地区中央部(政庁南方)	800								
第4次5カ年計画	昭和59	44次	外郭中央地区中央部(政庁南方)	2,500							
		45次	坂下地区	70							
		46次	外郭西門地区	750							
	昭和60	47次	外郭西辺中央部	1,000							
		48次	外郭南門地区	800							
	昭和61	49次	外郭北門推定地区	450							
		50次	政庁南地区	900							
	昭和62	51次	外郭北東隅東地区	500							
		52次	大畑地区及び東辺外の地区	500							
	昭和63	53次	外郭東門北東地区	1,000							
		54次	外郭東門東地区	1,000							
55次	外郭東辺中央部(作貫地区)	500									

調査面積累計	114708㎡
調査費用累計	1,121,733千円
指定地総面積	約1,070,000㎡
調査面積／総面積	約11%

2) 多賀城跡附寺跡環境整備事業の実績

計画	年度	対象地区	主な工事内容	面積 (㎡)	事業費 (千円)
第1次5ヵ年計画	昭和45	政庁地区(第1期)	南門翼廊跡・東脇殿跡表示工	3,519	10,000
	昭和46	政庁地区(第2期)	正殿跡・築地塀跡表示工	7,256	20,000
	昭和47	政庁地区(第3期)	西脇殿跡・築地塀跡表示工	14,669	25,000
	昭和48	政庁地区(第4期)	北西門跡・築地塀跡表示工	9,415	20,000
	外郭東門地区	東門跡・堅穴住居跡表示工			
昭和49	六月坂地区	掘立建物跡・倉庫跡・道路跡表示工	8,326	20,000	
第2次5ヵ年計画	昭和50	外郭東南隅地区(第1期)	木質遺構保存施設設置工	3,600	20,000
	昭和51	外郭東南隅地区(第2期)	湿地修景工・園路工	6,400	10,000
	昭和52	鴻の池地区(第1期)	南辺築地塀跡表示工	2,000	16,000
	昭和53	鴻の池地区(第2期)	多賀城碑周辺修景工	2,500	16,000
		南門地区(第1期)	南門跡・築地塀跡保護工		
昭和54	南門地区(第2期)	南門周辺丘陵の地形修復工・緑化修景工	5,200	20,000	
第3次5ヵ年計画	昭和55	南門地区(第3期)	園路工・便益施設工・緑化修景工	7,030	30,000
	昭和56	外郭南築地東半部	緑化修景工	2,149	30,000
		園路(資料館・南門)	園路工・便益施設工・緑化修景工		
	昭和57	外郭南門地区東斜面	園路工	31,831	28,000
		作貫地区(第1期)	遺構保護盛土工・緑化修景工		
	昭和58	作貫地区(第2期)	建物跡表示工・便益施設工・園路工・緑化修景工	54,400	30,000
昭和59	作貫地区(第3期)	土塁跡及び空堀跡表示工・便益施設工・園路工	6,750	27,000	
昭和60	作貫地区(第4期)	遺構露出展示工・便益施設工・園路工・緑化修景工	6,400	27,000	
第4次5ヵ年計画	昭和61	政庁南地区	地形修復工・道路跡復元工・緑化修景工	7,470	27,000
		作貫地区	便益施設工		
		雀山地区	緑化修景工		
	昭和62	作貫地区北部	園路工・緑化修景工・便益施設工	6,130	27,000
		政庁地区	便益施設工・園路工・緑化修景工		
昭和63	雀山地区	便益施設工・園路工・緑化修景工	8,260	27,000	
	作貫地区北部・丘陵南西裾部	便益施設工・園路工・緑化修景工			
平成元	北辺地区南半部	便益施設工・園路工・緑化修景工	6,700	27,112	
第5次5ヵ年計画	平成2	北辺地区北半部(第1期)	便益施設工・園路工・緑化修景工	11,500	30,000
	平成3	北辺地区北半部(第2期)	便益施設工・園路工・緑化修景工	19,000	30,000
	平成4	北辺地区北半部(第3期)	便益施設工	2,900	30,000
		東門・大畑地区東側部(第1期)	地形修復工・園路工・緑化修景工		
	平成5	東門・大畑地区東側部(第2期)	奈良時代東門跡及び掘立建物跡表示工・便益施設工	2,500	35,000
	平成6	東門・大畑地区東側部(第3期)	便益施設工	550	35,000
第6次5ヵ年計画	平成7	東門・大畑地区西側北半部(第1期)	道路跡復元工・築地塀跡及び建物跡表示工・便益施設工・緑化修景工	3,120	30,000
	平成8	東門・大畑地区西側北半部(第2期)	地形修復工・道路跡復元工・緑化修景工	14,250	39,000
	平成9	東門・大畑地区西側北半部(第3期)	道路跡表示工・便益施設工	805	51,000
		南門地区	多賀城碑覆屋解体修理工	50	
	平成10	東門・大畑地区西側北半部(第4期)	道路跡表示工・排水施設工・緑化修景工	12,500	35,000
	平成11	東門・大畑地区西側北半部(第5期)	建物跡表示工・便益施設工・緑化修景工		31,500
第7次5ヵ年計画	平成12	柏木遺跡(第1期)	遺構保護造成工・排水工・法面保護工	3,800	14,400
	平成13	柏木遺跡(第2期)	法面保護工・園路階段工・植栽工・排水工		19,700
	平成14	柏木遺跡(第3期)	法面保護工・園路工		9,300
	平成15	柏木遺跡(第4期)	法面保護工・遺構表示工・園路工・植栽工・照明設置工		9,020
	平成16	柏木遺跡(第5期)	園路広場工・雨水排水工・植栽工・照明設置工		8,750
第8次5ヵ年計画	平成17	案内板・標柱整備	案内板標柱設置工・既設道標解説板再整備工	—	15,738
	平成18	外郭北辺東北隅の木道再整備	基盤整備工・園路広場工・自然育成工	39,000	11,000
	平成19	外郭北辺東北隅の木道再整備	施設撤去工・園路広場工・施設設置工・自然育成工	39,000	9,462
	平成20	政庁地区再整備	築地塀撤去工	13,325	8,516
	平成21	政庁地区再整備	築地塀撤去工	13,325	8,500
第9次5ヵ年計画	平成22	政庁地区再整備	追加遺構表示工(西脇殿跡・西棧跡)	495	7,989
	平成23	政庁地区再整備	追加遺構表示工(東脇殿跡・東棧跡)	495	8,036
	平成24	政庁地区再整備	追加遺構表示工(後殿跡)・政庁内表土処理工	460	7,948
	平成25	政庁地区再整備	敷地造成工(北殿跡)	750	7,550
	平成26	政庁地区再整備	追加遺構表示工(北殿跡)	450	8,515
第10次5ヵ年計画	平成27	政庁南面地区	政庁南大路・政庁前便益施設(解説板・休憩施設)	445	8,203
	平成28	政庁南面地区	政庁南大路再整備、地形測量(予定)		
	平成29	政庁南面地区	基盤整備準備(構造物撤去工)、政庁南面地区整備実施設計(予定)		
	平成30	政庁南面地区	基盤整備(造成工、雨水排水設備工)(予定)		
	平成31	政庁南面地区	基盤整備(造成工、雨水排水設備工)(予定)		

3) 多賀城関連遺跡発掘調査事業の実績

計画	年度	遺跡名	事業	内容	発掘面積 (㎡)	経費 (千円)
第1次5カ年計画	昭和49	桃生城跡	地形図作成・第1次発掘調査	内郭地区・外郭の調査	500	2,500
	昭和50	桃生城跡	第2次発掘調査	同上	850	2,500
	昭和51	伊治城跡	地形図作成		1,020	1,500
	昭和52	伊治城跡	第1次発掘調査	外郭線・郭内の調査	438	3,000
	昭和53	伊治城跡	第2次発掘調査	郭内の調査	780	3,000
第2次5カ年計画	昭和54	伊治城跡	第3次発掘調査	同上	1,000	4,000
	昭和55	名生館遺跡	地形図作成・第1次発掘調査	城内地区の調査	1,650	7,000
	昭和56	名生館遺跡	第2次発掘調査	同上	1,960	7,000
	昭和57	名生館遺跡	第3次発掘調査	小館・内館地区の調査	1,156	7,000
	昭和58	名生館遺跡	第4次発掘調査	小館地区の調査	1,020	7,000
第3次5カ年計画	昭和59	名生館遺跡	第5次発掘調査	城内地区の調査	1,800	6,300
	昭和60	名生館遺跡 合戦原竈跡	第6次発掘調査	範囲確認調査 関連竈跡調査	1,300	6,300
	昭和61	東山遺跡	第1次発掘調査	遺構確認調査	1,100	7,800
	昭和62	東山遺跡	第2次発掘調査	遺構分布状況の把握	1,074	7,000
	昭和63	東山遺跡	第3次発掘調査	官衙中枢部の把握	1,200	7,000
第4次5カ年計画	平成元	東山遺跡	第4次発掘調査	同上	562	7,000
	平成2	東山遺跡	第5次発掘調査	同上	600	7,000
	平成3	東山遺跡	第6次発掘調査	同上	2,200	10,000
	平成4	東山遺跡	第7次発掘調査	同上	3,260	12,000
	平成5	下伊場野竈跡	地形図作成・発掘調査	多賀城創建期竈跡調査	600	14,000
第5次5カ年計画	平成6	桃生城跡	第3次発掘調査	政庁地区と外郭線の調査	2,300	22,000
	平成7	桃生城跡	第4次発掘調査	同上	730	20,000
	平成8	桃生城跡	第5次発掘調査	外郭線の調査	800	17,000
	平成9	桃生城跡	第6次発掘調査	政庁西側官衙の調査	800	17,000
	平成10	桃生城跡	第7次発掘調査	同上	800	17,000
第6次5カ年計画	平成11	桃生城跡	第8次発掘調査	同上	1,200	15,300
	平成12	桃生城跡	第9次発掘調査	政庁西側丘陵上の調査	1,400	10,500
	平成13	桃生城跡	第10次発掘調査	同上	600	11,400
	平成14	亀岡遺跡	第1次発掘調査	遺跡の範囲確認調査	520	6,500
	平成15	亀岡遺跡	第2次発掘調査	遺構分布状況の把握	830	6,300
第7次5カ年計画	平成16	木戸竈跡群	第1次発掘調査	A地点西側丘陵の調査	620	6,115
	平成17	木戸竈跡群	第2次発掘調査	B・C地点の調査	300	5,932
	平成18	木戸竈跡群	第3次発掘調査	B・C地点の調査	1,300	4,152
	平成19	六月坂遺跡 日の出山竈跡群	発掘調査 試掘調査	横穴墓群の調査 A地点北側の調査	1,000	3,520
					200	
平成20	日の出山竈跡群	第1次調査	F地点南側の調査	490	3,168	
第8次5カ年計画	平成21	日の出山竈跡群	第2次発掘調査	F地点西側の調査	620	2,994
	平成22	日の出山竈跡群	第3次発掘調査	F地点東側の調査	375	2,846
	平成23	大吉山瓦竈跡群	東日本大震災により中止		0	0
	平成24	大吉山瓦竈跡群	休止		0	0
	平成25	大吉山瓦竈跡群	休止		0	0

4) 研究成果等刊行物

①宮城県多賀城跡調査研究所年報

『年報1969』(第5・6・7次調査)	昭和45年3月	『年報1993』(第64次調査)	平成 6年3月
『年報1970』(第8・9・10・11次調査)	昭和46年3月	『年報1994』(第65次調査、環境整備)	平成 7年3月
『年報1971』(第12・13・14次調査)	昭和47年3月	『年報1995』(第66次調査)	平成 8年3月
『年報1972』(第15・16・17・18次調査)	昭和48年3月	『年報1996』(第67次調査)	平成 9年3月
『年報1973』(第19・20・21・22次調査)	昭和49年3月	『年報1997』(第68次調査、多賀城碑覆屋解体修理)	平成10年3月
『年報1974』(第23・24次調査)	昭和50年3月	『年報1998』(第69次調査)	平成11年3月
『年報1975』(第25・26・27次調査、東外郭線南端部)	昭和51年3月	『年報1999』(第70次調査)	平成12年3月
『年報1976』(第28・29次調査)	昭和52年3月	『年報2000』(第71次調査)	平成13年3月
『年報1977』(第30・31次調査)	昭和53年3月	『年報2001』(第72次調査、環境整備)	平成14年3月
『年報1978』(第32・33次調査、環境整備)	昭和54年3月	『年報2002』(第73次調査)	平成15年3月
『年報1979』(第34・35次調査、環境整備)	昭和55年3月	『年報2003』(第74・75次調査)	平成16年3月
『年報1980』(第36・37次調査)	昭和56年3月	『年報2004』(第76次調査)	平成17年3月
『年報1981』(第38・39・40次調査)	昭和57年3月	『年報2005』(第77次調査、環境整備)	平成18年3月
『年報1982』(第41・42次調査)	昭和58年3月	『年報2006』(第78次調査)	平成19年3月
『年報1983』(第43・44次調査)	昭和59年3月	『年報2007』(第79次調査)	平成20年3月
『年報1984』(第45・46・47次調査、環境整備)	昭和60年3月	『年報2008』(第80次調査)	平成21年3月
『年報1985』(第46・48・49次調査)	昭和61年3月	『年報2009』(第81次調査)	平成22年3月
『年報1986』(第49・50・51次調査)	昭和62年3月	『年報2010』(第82次調査、環境整備)	平成23年3月
『年報1987』(第50・52・53次調査)	昭和63年3月	『年報2011』(第83次調査)	平成24年3月
『年報1988』(第54・55次調査)	平成元年3月	『年報2012』(第84・85次調査)	平成25年3月
『年報1989』(第56・57次調査)	平成 2年3月	『年報2013』(第86次調査)	平成26年3月
『年報1990』(第58・59次調査)	平成 3年3月	『年報2014』(第87次調査)	平成27年3月
『年報1991』(第60・61次調査)	平成 4年3月	『年報2015』(第88・89次調査、環境整備)	平成28年3月
『年報1992』(第62・63次調査)	平成 5年3月		

②多賀城関連遺跡調査報告書

『桃生城跡Ⅰ』 多賀城関連遺跡調査報告書第1冊	昭和50年3月	『研究紀要Ⅰ』	昭和49年3月
『桃生城跡Ⅱ』 多賀城関連遺跡調査報告書第2冊	昭和51年3月	『研究紀要Ⅱ』	昭和50年3月
『伊治城跡Ⅰ』 多賀城関連遺跡調査報告書第3冊	昭和53年3月	『研究紀要Ⅲ』	昭和51年3月
『伊治城跡Ⅱ』 多賀城関連遺跡調査報告書第4冊	昭和54年3月	『研究紀要Ⅳ』	昭和52年3月
『伊治城跡Ⅲ』 多賀城関連遺跡調査報告書第5冊	昭和55年3月	『研究紀要Ⅴ』	昭和53年3月
『名生館遺跡Ⅰ』 多賀城関連遺跡調査報告書第6冊	昭和56年3月	『研究紀要Ⅵ』	昭和54年3月
『名生館遺跡Ⅱ』 多賀城関連遺跡調査報告書第7冊	昭和57年3月	『研究紀要Ⅶ』	昭和55年3月
『名生館遺跡Ⅲ』 多賀城関連遺跡調査報告書第8冊	昭和58年3月		
『名生館遺跡Ⅳ』 多賀城関連遺跡調査報告書第9冊	昭和59年3月		
『名生館遺跡Ⅴ』 多賀城関連遺跡調査報告書第10冊	昭和60年3月		
『名生館遺跡Ⅵ』 多賀城関連遺跡調査報告書第11冊	昭和61年3月		
『東山遺跡Ⅰ』 多賀城関連遺跡調査報告書第12冊	昭和62年3月		
『東山遺跡Ⅱ』 多賀城関連遺跡調査報告書第13冊	昭和63年3月		
『東山遺跡Ⅲ』 多賀城関連遺跡調査報告書第14冊	平成元年3月		
『東山遺跡Ⅳ』 多賀城関連遺跡調査報告書第15冊	平成 2年3月		
『東山遺跡Ⅴ』 多賀城関連遺跡調査報告書第16冊	平成 3年3月		
『東山遺跡Ⅵ』 多賀城関連遺跡調査報告書第17冊	平成 4年3月		
『東山遺跡Ⅶ』 多賀城関連遺跡調査報告書第18冊	平成 5年3月		
『下伊場野竊跡』 多賀城関連遺跡調査報告書第19冊	平成 6年3月		
『桃生城跡Ⅲ』 多賀城関連遺跡調査報告書第20冊	平成 7年3月		
『桃生城跡Ⅳ』 多賀城関連遺跡調査報告書第21冊	平成 8年3月		
『桃生城跡Ⅴ』 多賀城関連遺跡調査報告書第22冊	平成 9年3月		
『桃生城跡Ⅵ』 多賀城関連遺跡調査報告書第23冊	平成10年3月		
『桃生城跡Ⅶ』 多賀城関連遺跡調査報告書第24冊	平成11年3月		
『桃生城跡Ⅷ』 多賀城関連遺跡調査報告書第25冊	平成12年3月		
『桃生城跡Ⅸ』 多賀城関連遺跡調査報告書第26冊	平成13年3月		
『桃生城跡Ⅹ』 多賀城関連遺跡調査報告書第27冊	平成14年3月		
『亀岡遺跡Ⅰ』 多賀城関連遺跡調査報告書第28冊	平成15年3月		
『亀岡遺跡Ⅱ』 多賀城関連遺跡調査報告書第29冊	平成16年3月		
『木戸竊跡群Ⅰ』 多賀城関連遺跡調査報告書第30冊	平成17年3月		
『木戸竊跡群Ⅱ』 多賀城関連遺跡調査報告書第31冊	平成18年3月		
『木戸竊跡群Ⅲ』 多賀城関連遺跡調査報告書第32冊	平成19年3月		
『六月坂遺跡ほか』 多賀城関連遺跡調査報告書第33冊	平成20年3月		
『日の出山竊跡群Ⅰ』 多賀城関連遺跡調査報告書第34冊	平成21年3月		
『日の出山竊跡群Ⅱ』 多賀城関連遺跡調査報告書第35冊	平成22年3月		
『日の出山竊跡群Ⅲ』 多賀城関連遺跡調査報告書第36冊	平成23年3月		

③研究紀要

『研究紀要Ⅰ』	昭和49年3月
『研究紀要Ⅱ』	昭和50年3月
『研究紀要Ⅲ』	昭和51年3月
『研究紀要Ⅳ』	昭和52年3月
『研究紀要Ⅴ』	昭和53年3月
『研究紀要Ⅵ』	昭和54年3月
『研究紀要Ⅶ』	昭和55年3月

④調査報告書・資料集

『多賀城跡 政庁跡 図録編』	昭和55年3月
『多賀城跡 政庁跡 本文編』	昭和57年3月
『多賀城跡 政庁跡 補遺編』	平成22年3月
『多賀城漆紙文書』宮城県多賀城跡調査研究所資料Ⅰ	昭和54年3月
『多賀城跡木簡Ⅰ』宮城県多賀城跡調査研究所資料Ⅱ	平成23年3月
『多賀城跡木簡Ⅱ』宮城県多賀城跡調査研究所資料Ⅲ	平成25年3月
『多賀城跡木簡Ⅲ』宮城県多賀城跡調査研究所資料Ⅳ	平成26年3月
『多賀城と古代日本』	昭和50年3月
『多賀城と古代東北』	昭和60年3月
『多賀城跡－発掘のあゆみー』	平成15年3月
『多賀城跡－発掘のあゆみ2010ー』	平成22年9月

⑤整備基本計画など

『特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画』	平成28年3月
---------------------	---------

報 告 書 抄 録

ふりがな	みやぎけんたがじょうあとちょうさけんきゅうしょねんぼう 2015 たがじょうあと							
書名	宮城県多賀城跡調査研究所年報 2015 多賀城跡							
副書名	多賀城跡―第88・89次調査―							
巻次	宮城県多賀城跡調査研究所年報 2015							
シリーズ名	宮城県多賀城跡調査研究所年報							
シリーズ番号	2015							
編著者名	吉野 武・白崎恵介・廣谷和也							
編集機関	宮城県多賀城跡調査研究所							
所在地	〒985-0862 宮城県多賀城市高崎1丁目22-1 TEL 022-368-0102 FAX 022-368-0104							
発行年月日	20160325							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯 ° / ′ / ″	東経 ° / ′ / ″	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡 番号					
特別史跡 たがじょうあと 多賀城跡 つげたりであと 附寺跡	みやぎけんたがじょうし 宮城県多賀城市 いちかわ うきしま 市川・浮島	04209	004	38 ° 18 ′ 24 ″	140 ° 59 ′ 18 ″	2015年5月18日	第88次調査 390㎡	計画に基 づく学術 調査
						2016年1月14日	第89次調査 280㎡	
				世界測地系準拠 (GRS80)				
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物		特記事項		
特別史跡 多賀城跡 附寺跡	国府・城柵	奈良平安	第88次調査 ・築地塀跡 ・櫓状建物跡 ・盛土基礎 ・焼土遺構	土師器、須恵器、 須恵系土器 軒丸・軒平瓦、丸・平瓦 木簡、鉄製品		南側の外郭南辺で第Ⅱ期から築地塀と櫓状建物が造られ、4時期の変遷があり、3時期目から櫓状建物が礎石式となることが判明した。		
			第89次調査 ・道路跡 ・塀跡 ・建物跡 ・溝、土壇	土師器、須恵器、 須恵系土器、陶磁器 軒丸・軒平瓦、丸・平瓦 木簡、木・鉄製品				
要約	<p>【第88次調査】 南側の外郭南辺東半部の湿地部分を調査し、幅約16m、高さ約2mの基礎地業上に造られた築地塀と櫓状建物を検出した。築地塀は第Ⅱ期に造られたと考えられる。櫓状建物は第Ⅱ期当初から造られており、4時期の変遷がある。第Ⅱ期の建物は宝亀11年(780)の火災で焼失しており、建替えられた後に3時期目からは礎石式の建物となる。</p> <p>【第89次調査】 政庁南大路と城前地区官衙北西部を調査した。南大路では従来通り13m幅と23m幅の道路を確認し、改修の状況がより明らかになった。城前地区では官衙の西辺となる塀や溝のほか3棟の建物を検出し、官衙の全体像がより明確になった。また、北西隅の土壇から8点の木簡が出土し、鎮守府の符を収めたほぼ完形の文書函の蓋をはじめとして、官衙の機能を考えるうえで貴重かつ重要な資料が得られた。</p>							



SB3283 櫓状建物跡の礎石

宮城県多賀城跡調査研究所年報 2015

多賀城跡

平成 28 年 3 月 25 日発行

発行者 宮城県多賀城跡調査研究所
多賀城市高崎一丁目 22-1
T E L (022) 368-0102
F A X (022) 368-0104
印刷所 株式会社ビー・プロ
